

林地開発許可申請の手引

令和7年11月

群馬県 環境森林部 森林局 森林保全課

目 次

1	林地開発許可制度について	
	林地開発許可制度・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	体 系 図・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2	林地開発許可制度関係法令等について	
	森 林 法・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	森林法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	森林法施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	群馬県林地開発及び保安林の取扱に関する規則・・・・・・・・	16
3	許可基準について	
	群馬県林地開発許可技術指針・・・・・・・・	38
4	林地開発許可申請について	
	用語の説明・・・・・・・・・・・・・・・・	68
	取扱事務所別管轄区分図及び取扱窓口・・・・・・・・	69
	群馬県林地開発許可申請要領・・・・・・・・	70
	I 申請に必要とする書類・・・・・・・・	71
	II 申請に必要とする図面・・・・・・・・	74
	III 様 式・・・・・・・・	81
5	森林法第10条の2第2項第1号の2について	
	水害防止機能の考え方・・・・・・・・	103
	計 算 例・・・・・・・・	118
6	開発事業者から県への林地開発関係書類の提出方法の概略	

林地開発許可制度について

1 林地開発許可制度の創設

公益的機能の特に高い森林については森林法の規定する保安林制度に基づき、従来から、その保全及び形成が図られてきたところである。しかしながら、昭和 40 年代後半の高度経済成長、都市化の進展等社会経済情勢の変化に伴い、森林の有する経済的機能及び公益的機能を総合的かつ高度に発揮させることが従来にも増して重要となった。特に、ゴルフ場の造成、レジャー施設の建設等の土地開発が法的規制措置が講じられていない保安林以外の森林において急増し、その開発行為に無秩序な形のものがみられ、地域社会に種々の問題を招いた。

このため、国民生活の安定、地域社会の健全な発展等に寄与すべき森林の重要な役割からみて、保安林以外の森林においても開発行為を行う場合にはこれらの森林の有する機能を阻害しないようにその適正化を図る必要があるとして、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）の一部が改正され、森林で一定規模を超える開発行為をしようとする場合は、都道府県知事の許可を必要とする林地開発許可制度が昭和 49 年 10 月 31 日に創設された。

2 林地開発許可制度の改正

森林に対する開発行為が大規模化、集中化等の傾向を見せていることに伴い、開発行為による悪影響を慎重に見極めその防止を図ることが必要となったことから、平成 3 年 4 月、法が改正され、開発行為地の周辺を超えた広域にわたる影響を判断できるよう、開発行為によって、その森林のもつ水害の防止の機能が損なわれ、下流地域において水害を発生させるおそれを生じさせないことが許可要件として追加されるとともに、従来、都道府県知事は、許可に当たって運用上、必要に応じ関係市町村長や都道府県森林審議会の意見を聴いていたところであるが、開発に伴う地元の意向を的確に反映されるとともに、開発に伴う影響を専門的見地から慎重に判断しうるよう、法定の手続きとして関係市町村長及び都道府県森林審議会の意見を聴くこととされた。

本制度に係る違反行為に対する罰則は、制度創設時は 20 万円以下の罰金であった。その後、罰金額の上限は、平成 3 年に 50 万円、平成 23 年には 150 万円に引き上げられた。さらに、平成 26 年以降の違反件数の増加と違反行為の悪質化を受けて、平成 28 年の法改正では新たに懲役刑が措置されるとともに、罰金額の上限が引き上げられ、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金となった。（平成 29 年 4 月施行）

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて再生可能エネルギーの拡大が期待される中、主

要な再生可能エネルギーの一つである太陽光発電設備の設置を目的とした林地開発の増加と地域社会との共生が一層重要な課題となった。令和4年度に許可基準等の見直しが行われ、地域森林計画の対象民有林において太陽光発電設備の設置を目的として開発行為を行う場合、0.5ヘクタールを超えるものについて都道府県知事の許可が必要となった。（令和5年4月施行）

3 林地開発許可制度の概要

（1）許可制の対象となる森林

林地開発許可制度の対象となる森林は、法第5条の規定により都道府県知事がたてた地域森林計画の対象民有林（保安林並びに保安施設地区の区域内及び海岸保全区域内の森林を除く。）である。（法第10条の2第1項）

（2）許可制の対象となる開発行為

許可制度の対象となる開発行為は「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」である。（法第10条の2第1項）

「政令で定める規模」は次のように定められている。（森林法施行令(以下「令」という。)第2条の3)

ア 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積が1ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部分又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートル

イ 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積0.5ヘクタール

ウ その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタール

（3）許可権者

開発行為をしようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。（法第10条の2第1項）

（4）許可申請の手続

開発行為の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出

しなければならない。

(森林法施行規則(以下「省令」という。)第4条)

ア 開発行為に係る森林の位置図及び区域図

イ 開発行為に関する計画書

ウ 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類

エ 許可を受けようとする者(独立行政法人等登記令(昭和39年政令第28号)第1条に規定する独立行政法人等を除く。)が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

オ 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類(既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類)

カ 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類

キ 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類

(5) 許 可 基 準

都道府県知事は、許可に申請があった場合において、次のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。(法第10条の2第2項)

ア 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。(災害の防止)

イ 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。(水害の防止)

ウ 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれが

あること。（水源のかん養）

エ 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

（環境の保全）

（６）監 督 処 分

都道府県知事は、次の者に対して、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、その開発行為の中止又は復旧に必要な行為を命ずることができる。（法第 10 条の 3）

ア 無許可で開発行為をした者

イ 許可に附した条件に違反して開発行為をした者

ウ 偽りその他の不正な手段により許可を受けて開発行為をした者

（７）罰 則

次のいずれかに該当する者は、３年以下の懲役又は３百万円以下の罰金に処せられる。

（法第 206 条）

ア 無許可で開発行為をした者（法第 10 条の 2 第 1 項違反）

イ 中止命令又は復旧命令に違反した者（法第 10 条の 3 違反）

（８）許可制の適用のない開発行為

次の場合の開発行為は許可制の適用除外とされている。

ア 国又は地方公共団体が行う場合（法第 10 条の 2 第 1 項第 1 号）

なお、独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号、以下「機構法」という）付則第 12 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の業務（同号の業務にあつては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 78 号）第 3 条の規定による改正前の機構法第 11 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の業務に限る。）として行う場合に限る。）、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社はそれぞれの開発法令の定めるところにより法第 10 条の 2 第 1 項第 1 号の国又は地方公共団体とみなされる。

イ 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合（法第 10 条の 2 第 1 項第 2 号）

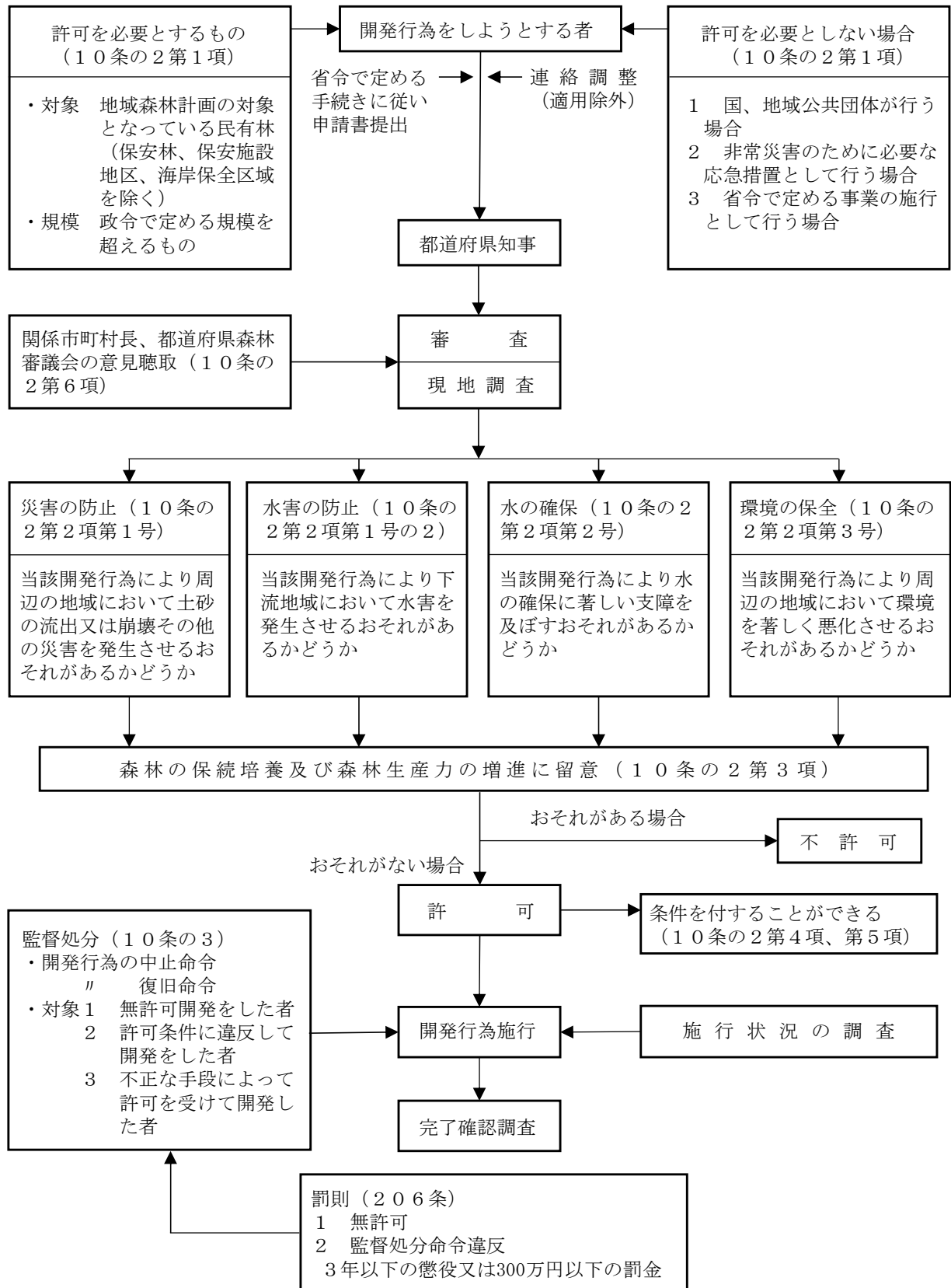
ウ 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められ

る事業で省令で定めるものの施行として行う場合（法第10条の2第1項第3号）省令第53条において定められている事業は次のとおりである。

- 1 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- 2 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
- 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条〔学校の範囲〕に規定する学校（大学を除く。）
- 4 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設及び同項第2号に規定する区画整理
- 5 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する放送設備
- 6 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設
- 7 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設
- 8 港湾法第2章の規定により設立された港務局が行う事業（前号に該当するものを除く。）
- 9 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設
- 10 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項〔博物館の定義〕に規定する博物館
- 11 航空法（昭和27年法律第231号）による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの
- 12 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物（同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）
- 13 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業

- 14 工業用水事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定する工業用水道施設
- 15 自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第 2 条第 5 項に規定する一般自動車ターミナル
- 16 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業、同項第 10 号に規定する送電事業又は同項第 11 号の 2 に規定する配電事業の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物
- 17 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 15 項に規定する都市計画事業（15 に該当するものを除く。）
- 18 熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項に規定する熱供給施設
- 19 石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）第 5 条第 2 項第 2 号に規定する事業用施設

《林地開発許可制度の体系》



林地開発許可制度関係法令等について

林地開発許可制度関係法令等

○ 森林法（抄）〔昭和 26 年 6 月 26 日 法律第 249 号〕

最終改正 〔令和 5 年 6 月 16 日 法律第 63 号〕

第 1 章 総 則

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この法律において「森林」とは、下に掲げるものをいう。

但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹

二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

3 この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 10 条（分収造林契約の内容）第 1 号に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

（承継人に対する効力）

第 3 条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為は、森林所有者、権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。

第 2 章 森林計画等

（地域森林計画）

第 5 条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、5 年ごとに、その計画をたてる年の翌年 4 月 1 日以降 10 年を 1 期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 その対象とする森林の区域

二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

四 造林面積その他造林に関する事項

四の二 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

四の三 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）

の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

- 五 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
 - 五の二 委託を受けて森林の施業又は経営の実態、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
 - 五の三 森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項
 - 六 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
 - 七 保安林の整備、第 41 条【指定】の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項
- 3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるように努めるものとする。
- 4 第 4 条【全国森林計画等】第 3 項の規定は、地域森林計画に準ずる。
- 5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があったため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。
- (開発行為の許可)

第 10 条の 2 地域森林計画の対象となっている民有林（第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林並びに第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の 1 に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行う場合
 - 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合
 - 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
 - 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
 - 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
 - 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

- 4 第1項の許可には、条件を附することができる。
- 5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。
- 6 都道府県知事は、第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(監督処分)

第10条の3 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(適用除外)

第10条の4 この章の規定は、試験研究の目的に供している森林で農林水産大臣の指定するものその他農林水産省令で定める森林には適用しない。

第2章の2 営林の助長及び監督

(伐採及び伐採後の造林の届出)

第10条の8 森林所有者等は地域森林計画の対象となっている民有林（第25条【指定】又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条【指定】の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続きに従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
- 二 第10条の2第【開発行為の許可】1項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合
- 三 ～ 十二（略）

(伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等)

第10条の9 市町村の長は、前条【伐採及び伐採後の造林の届出】第1項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林計画を変更すべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の命令があったときは、その命令があった後に行われる立木の伐採については、同項の届出書はなかったものとみなす。
- 3 市町村の長は、前条【伐採及び伐採後の造林届出】第1項の規定により届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方

法若しくは伐採齢又は伐採後の造林方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。

(施業の勧告等)

第10条の10 市町村の長は、森林所有者等がその森林の施業につき市町村森林整備計画を遵守していないと認める場合において、市町村森林整備計画の達成上必要があるとき(次項に規定する場合は除く。)は、当該森林所有者に対し、遵守すべき事項を示して、これに従って施業すべき旨を勧告することができる。

2 市町村の長は、間伐又は保育が適切に実施されていない森林であつてこれらを早急に実施する必要のあるもの(以下「要間伐森林」という。)がある場合には、当該要間伐森林の森林所有者等に対し、農林水産省令で定めるところにより、その旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

3 市町村の長は、前項の規定により通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施しないと認めるときは、当該要間伐森林について当該間伐又は保育の方法に従って間伐又は保育を実施すべき旨を期限を定めて勧告することができる。

4 市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認められるときは、その者に対し、当該要間伐森林若しくは当該要間伐森林の立木について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得し、又は当該要間伐森林の施業の委託を受けようとする者で当該市町村の長の指定を受けたものと当該要間伐森林若しくは当該要間伐森林の立木について所有権の移転若しくは使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は当該要間伐森林の施業の委託に関し協議すべき旨を勧告することができる。

第7章 雑 則

(立入調査等)

第188条 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、森林所有者等からその施業の状況に関する報告を徴することができる。

2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入って、測量又は実地調査をさせることができる。

3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入って、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。

4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(掲 示)

第189条 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による通知又は命令をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知又は命令に係る森林、土地又は工作物等の所在地の属する市町村の事務所の掲示場にその通知又は命令の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報又は都道府県若しくは市町村の公報に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は官報若しくは都道府県若しくは市町村の公報に掲載した日のいずれか遅い日から14日を経過した日に、その通知又は命令は、相手方に到達したものとみなす。

第8章 罰 則

第206条 次の各号の1に該当する者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条の2第【開発行為の許可】1項の規定に違反し、開発行為をした者
- 二 第10条の3【監督処分】の規定による命令に違反した者
- 三～四 (略)

○ 森林法施行令(抄) [昭和26年7月31日 政令第276号]
最終改正 [令和4年9月22日 政令第313号]

(開発行為の規模)

第2条の3 法第10条の2第1項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。

- 一 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積1ヘクタールで、かつ、道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡張部分を除く。)の幅員3メートル
- 二 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積0.5ヘクタール
- 三 前二号に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積1ヘクタール

○ 森林法施行規則(抄) [昭和26年8月1日 農林省第54号]
最終改正 [令和7年7月1日 農林水産省令第31号]

(開発行為の許可の申請)

第4条 法第10条の2第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 開発行為に係る森林の位置図及び区域図
- 二 開発行為に関する計画書
- 三 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類

四 許可を受けようとする者（独立行政法人等登記令（昭和 39 年政令第 28 号）第 1 条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

五 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

六 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類

七 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類

（開発行為の許可を要しない事業）

第 5 条 法第 10 条の 2〔開発行為の許可〕第 1 項第 3 号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。

一 ～ 十九 （略 P 6～7 参照）

（適用除外）

第 6 条 法第 10 条の 4〔適用除外〕の農林水産省令で定める森林は、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 3 条〔境内建物及び境内地の定義〕の境内地（同条第 2 号及び第 3 号に掲げる土地を除く。）たる森林（保安林又は保安林施設地区内の森林を除く。）とする。

2 森林所有者は、その森林につき法第 10 条の 4【適用除外】の農林水産大臣の指定を受けようとするときは、指定申請書に図面を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を関係都道府県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。

群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則（抄）

（趣旨）

第一条 この規則は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号。以下「法」という。）の規定による開発行為の許可及び保安林の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（開発行為の着手等の届出）

第二条 法第十条の二の規定による開発行為の許可を受けた者（以下「開発事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の発生した日から起算して三十日以内に、開発行為の（着手・完了・廃止・工事施工者の変更）届出書（別記様式第一号）を知事に提出しなければならない。

一 開発行為に着手し、又は完了したとき。

二 開発行為を廃止したとき。

三 開発行為に関する計画書に記載された工事施工者を変更したとき。

2 開発事業者は、開発行為を休止し、又は再開するときは、その三十日前までに、開発行為の（休止・再開）届出書（別記様式第一号の二）を知事に提出しなければならない。

3 開発事業者は、開発行為の完了予定日までに完了できないと見込まれる場合は、完了予定日の三十日前までに開発行為期間延長届出書（別記様式第二号）を知事に提出しなければならない。

（標識の掲示）

第三条 開発事業者は、開発行為の許可に係る工事の期間中、工事現場の見やすい場所に許可の内容を明記した林地開発許可済標識（別記様式第三号）を掲示しなければならない。

（施行状況の報告）

第四条 開発事業者は、開発行為の毎月末の施行状況について、翌月五日までに開発行為施行状況報告書（別記様式第四号）により知事に報告しなければならない。ただし、休止をしている開発行為又は開発行為の目的が次に掲げるものについては、三月三十一日現在及び九月三十日現在の施行状況を翌月五日までに知事に報告するものとする。

一 土石の採掘

二 工場又は事業場のうち廃棄物処理施設

(施行状況の確認)

第五条 知事は、前条の規定により提出された施行状況の報告により必要があると認められた場合は、施行状況の確認を行うものとする。

2 前項の規定により施行状況の確認を行った後必要があると認められる場合は、施行状況確認結果通知書（別記様式第五号）により開発事業者に通知するものとする。

(開発行為の計画変更)

第六条 開発事業者は、開発行為に関する計画のうち次に掲げる事項を変更しようとするときは、林地開発変更許可申請書（別記様式第六号）に森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号。以下「省令」という。）第四条に規定する書類（開発行為の計画変更に係るものに限る。）を添えて知事に提出し、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項以外の軽微な事項の変更にについては、林地開発計画変更届出書（別記様式第七号）を、あらかじめ知事に提出するものとする。

一 開発行為の目的（当初の目的に他の目的を付加する場合を含む。）

二 開発行為をしようとする森林の区域において、残置する森林の面積が当初計画の十パーセントを超える減少となる場合

三 開発行為をしようとする森林の区域において、残置し、又は造成する森林又は緑地の面積が、当初計画の十パーセントを超える減少となる場合

四 森林率（残置又は造成する森林の面積の事業区域（開発行為をしようとする区域をいう。以下同じ。）内の森林に対する割合をいう。）又は残置森林率（残置する森林のうち十五年生以下の森林を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。）が、林地開発許可技術指針に規定されている割合を超える減少となる場合

五 変更により増加する開発行為に係る森林の面積が、許可を受けている面積の二十パーセント又は一ヘクタールを超える場合

六 防災施設の新設、廃止、又は機能の低下を伴う場合

七 変更により増加する切土、盛土又は捨土の数量がそれぞれ二十パーセントを超

える増加となる場合

八 切土又は盛土の法面の勾配が当初計画より急となる場合

九 その他知事が特に変更の必要があると認める場合

(地位承継の届出)

第七条 開発事業者は、開発行為に係る土地の所有権その他工事を施行する権限を譲渡したときは、その日から起算して三十日以内に、地位承継届出書（別記様式第八号）を知事に提出しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第八条 開発事業者は、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を変更したときは、その日から起算して三十日以内に、氏名等変更届出書（別記様式第九号）を知事に提出しなければならない。

(災害発生の届出)

第九条 開発事業者は、開発行為の施行中に災害が発生した場合は、直ちに開発行為を中止し、適切な措置をとるとともに、災害発生届出書（別記様式第十号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、開発行為を再開するときは、知事の指示を受けるものとする。

(開発行為の完了確認)

第十条 知事は、開発行為の完了の届出があったときは、その開発行為が省令第四条により提出された申請書及び添付書類の記載内容並びに開発許可に付した条件に従って行われているかどうかについて確認するものとする。

2 知事は、前項の規定による確認が完了したときは、完了確認通知書（別記様式第十一号）により開発事業者に通知するものとする。

(開発行為の許可の申請の取下げ)

第十一条 開発行為の許可の申請をした者が、自己の都合により申請を取り下げるときは、申請書の取下書（別記様式第十二号）により、その旨を知事に申し出なければならない。

(開発行為の許可の取消し)

第十二条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、開発行為の許可

を取り消すことができるものとする。

- 一 開発事業者が法第十条の二第二項各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- 二 開発事業者が第二条から第四条までの規定及び第六条から第九条までの規定に違反したとき。
- 三 開発事業者が開発行為の許可に付した条件を遵守しないとき。
- 四 開発事業者が死亡（法人にあっては、解散）し、承継人がいないとき。
- 五 別に定める調査の結果、開発事業者に開発行為を継続する意思が認められないとき。

第十三条

～ 省略

第二十九条

（書類の提出）

第三十条 法、政令、又は省令の規定により、知事に提出する書類は、開発行為をしようとする森林の区域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長（以下「環境森林事務所長等」という。）を経由するものとする。

2 この規則の規定により、知事に提出する書類は、正副二通とし、環境森林事務所長等を経由するものとする。

（委任）

第三十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に林地開発及び保安林の取扱いに関し、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為は、この規則の相当規定により

なされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。(後略)

別表(第二十条関係) 省略

別記様式第1号（規格A4）（第2条関係）

開発行為の（着手・完了・廃止・工事施工者の変更）届出書

年 月 日

群馬県知事

あて

開発事業者 住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則第2条の規定により、開発行為の（着手・完了・廃止・工事施工者の変更）をしたので届け出ます。

1 開発行為の名称及び目的

2 許可年月日及び番号 年 月 日 群馬県指令 第 号

3 開発行為に係る森林の所在場所

4 届出事項

＊別紙「記載する事項」のうち該当する事項を記載する。

注意事項

- 1 着手・完了・廃止・工事施工者の変更のうち該当するものを○で囲むこと。
- 2 許可年月日及び番号は、直近の許可に係るものを記載すること。

別紙「記載する事項」

○開発行為着手の場合

- ・着手年月日 年 月 日
- ・完了予定年月日 年 月 日

○開発行為完了の場合

- ・完了区分（全体完了・部分完了の別を記載し、部分完了の場合は完了工区名等を括弧書きする。）
- ・完了年月日 年 月 日

○開発行為廃止の場合

- ・廃止年月日及びその理由等
- （１）年月日 年 月 日
- （２）理 由
- （３）廃止のために講じた措置（講じた措置に関する計画図及び図面並びに現況写真を添付）

○開発行為の工事施工者の変更の場合

- ・開発行為工事施工者の変更及びその理由
- （１）変更前の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- 住 所
- 氏 名
- （２）変更後の住所及び氏名（同 上）
- 住 所
- 氏 名
- （３）理 由（工事誓約書を添付）
- （４）変更年月日 年 月 日

開発行為の（休止・再開）届出書

年 月 日

群馬県知事

あて

開発事業者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則第2条の規定により、開発行為の（休止・再開）をしたいので届け出ます。

1 開発行為の名称及び目的

2 許可年月日及び番号 年 月 日 群馬県指令 第 号

3 開発行為に係る森林の所在場所

4 届出事項

＊別紙「記載する事項」のうち該当する事項を記載する。

注意事項

- 1 休止・再開のうち該当するものを○で囲むこと。
- 2 許可年月日及び番号は、直近の許可に係るものを記載すること。

別紙「記載する事項」

○開発行為休止の場合

- ・休止予定期間及びその理由等

(1) 年月日 年 月 日から 年 月 日まで

(2) 理 由

(3) 中止のために講じた措置（講じた措置に関する計画図及び図面並びに現況
写真を添付）

(4) 担当者の氏名・連絡先

氏 名

連絡先

住 所

電話番号

○開発行為再開の場合

- ・再開予定年月日 年 月 日（工程表を添付）

- ・完了予定年月日 年 月 日

- ・担当者の氏名・連絡先

氏 名

連絡先

住 所

電話番号

開 発 行 為 期 間 延 長 届 出 書

年 月 日

群馬県知事

あて

開発事業者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則第2条の規定により、開発行為期間の延長をしたいので届け出ます。

1 開発行為の名称及び目的

2 許可年月日及び番号 年 月 日 群馬県指令 第 号

3 開発行為に係る森林の所在場所

4 届出事項

（1）変更前 着手 年 月 日

完了 年 月 日

（2）変更後 完了 年 月 日

（3）理 由

注意事項

1 許可年月日及び番号は、直近の許可に係るものを記載すること。

2 工程表を添付する。

別記様式第 3 号（第 3 条関係）

1 0 0 cm 以上		
林 地 開 発 許 可 済 標 識		
許可の年月日 及び番号	年 月 日 群馬県指令 第 号	
開発行為に 係る森林の 所在場所	市 町 大字 字 番地 郡 村	
開発行為に 係る森林の 土地の面積	ヘクタール	7 0 cm 以上
開発行為の 目的		
開発行為の 期間	年 月 日から 年 月 日まで	
事業主	住 所 氏 名 電話番号	
開発行為 施工者	住 所 氏 名 電話番号	
現場代理人	住 所 氏 名 電話番号	

開 発 行 為 施 行 状 況 報 告 書

年 月 日

群馬県知事

あて

開発事業者 住 所
氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則第4条の規定により、開発行為
の 年 月 日現在の施行状況を報告します。

- 1 開発行為の名称及び目的
- 2 許可年月日及び番号 年 月 日 群馬県指令 第 号
- 3 開発行為に係る森林の所在場所
- 4 担当者の氏名及び連絡先
氏 名
連絡先
住 所
電話番号
- 5 休止のために講じた措置の現況
- 6 今後の見通し（再開の目途等）

注意事項

- 1 許可年月日及び番号は、直近の許可に係るものを記載すること。
- 2 太陽光発電設備、ゴルフ場、レジャー施設、別荘地等については、土工事期間中四半期毎に許可地全体の分かる写真を添付する。
- 3 進捗状況表に進捗状況を赤線で記載し、添付する。
- 4 大規模事前協議を了したものについては、別紙を添付する。
- 5 「休止のために講じた措置の現況」及び「今後の見通し（再開の目途等）」は、休止中の場合記載する。

別 紙

防 災 施 設 工 進 捗 状 況 表

防 災 施 設 名	数 量	単 位	当 月 進 捗 率	累 計 進 捗 率
調 節 池			%	%
掘 削		m ³		
築 堤		m ³		
放 流 管		m		
洪水吐、減勢工		式		
計				
河 川 改 修			%	%
掘 削		m ³		
流 路 工		m		
落 差 工		個		
帯 工		個		
計				
埋設えん堤工		基	%	%
土留よう壁工		基	%	%
流末水路工		m	%	%
仮沈砂池		基	%	%
仮設防災施設		式	%	%
計				
合 計			%	%

- (注) 1 調節池は1基ごととする。
 2 進捗率は事業費によるものとする。

（ ）
年 月 日

（開発事業者） あて

群馬県知事 印
（ ）

施 行 状 況 確 認 結 果 通 知 書

年 月 日付け群馬県指令 第 号で許可しました下記の林地開発行為について、施行状況を確認しましたので通知します。

開発行為の 名称及び 目的	
開発行為に 係る森林の 所在場所	市 町 大字 字 番地 外 筆 郡 村
開発行為に 係る森林の 土地の面積	ヘクタール
開発行為の 施行者の住 所、氏名（法人 にあっては、主たる事 務所の所在地、名称及 び代表者の氏名）	
確認年月日	年 月 日
確認結果	

注意事項

群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則第 4 条により提出された開発行為施行状況報告書の写しを添付する。

〔 事務担当
電 話 〕

林 地 開 発 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

群馬県知事

あて

申請者 住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり開発行為の変更をしたいので、群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則第6条の規定により、許可を申請します。

1 開発行為の名称及び目的

2 許可年月日及び番号 年 月 日 群馬県指令 第 号

3 開発行為に係る森林の所在場所

4 開発行為の変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後
変更事項		
変更理由		

注意事項

1 許可年月日及び番号は、直近の許可に係るものを記載すること。

別記様式第7号（規格A4）（第6条関係）

林 地 開 発 計 画 変 更 届 出 書

年 月 日

群馬県知事

あて

申請者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり開発行為の変更をしたいので、群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則第6条の規定により、届け出ます。

1 開発行為の名称及び目的

2 許可年月日及び番号 年 月 日 群馬県指令 第 号

3 開発行為に係る森林の所在場所

4 開発行為の変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後
変更事項		
変更理由		

注意事項

1 許可年月日及び番号は、直近の許可に係るものを記載すること。

地 位 承 継 届 出 書

年 月 日

群馬県知事

あて

（地位を譲り受けた者）

開発事業者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

（地位を譲り渡した者）

開発事業者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則第 7 条の規定により、承継を届け出ます。

1 開発行為の名称及び目的

2 許可年月日及び番号 年 月 日 群馬県指令 第 号

3 開発行為に係る森林の所在場所

4 承継の原因

5 担当者の氏名及び連絡先

氏 名

連絡先

住 所

電話番号

6 添付書類

（1）地位を承継したことを証する書類（契約書の写し等）

（2）資金計画書（自己資金又は借入金の調達が可能であることを証する書類を添付）

（3）土石等の採掘の場合は、林地開発許可申請要領に定める保証書（様式第 4 号）

注意事項

1 許可年月日及び番号は、直近の許可に係るものを記載すること。

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

群馬県知事

あて

（変更後）
開発事業者 住 所
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

（変更前）
開発事業者 住 所
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則第 8 条の規定により、氏名等を変更したので届け出ます。

1 開発行為の名称及び目的

2 許可年月日及び番号 年 月 日 群馬県指令 第 号

3 開発行為に係る森林の所在場所

4 変更年月日 年 月 日

5 変更の理由

6 添付書類

法人の場合、氏名等を変更したことを証する書類

注意事項

1 許可年月日及び番号は、直近の許可に係るものを記載すること。

災 害 発 生 届 出 書

年 月 日

群馬県知事

あて

開発事業者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則第9条の規定により、次のとおり災害が発生したので届け出ます。

- 1 開発行為の名称及び目的
- 2 許可年月日及び番号 年 月 日 群馬県指令 第 号
- 3 災害発生年月日 年 月 日
- 4 災害発生原因
- 5 災害発生区域
- 6 被災の状況
- 7 復旧の方法
- 8 復旧完了予定年月日 年 月 日
- 9 担当者の氏名及び連絡先
氏 名
連絡先
住 所
電話番号

注意事項

- 1 許可年月日及び番号は、直近の許可に係るものを記載すること。
- 2 被災状況は、図面及び写真で明示すること。
- 3 復旧に必要な計画書及び図面を添付すること。

（ ）
年 月 日

（開発事業者） あて

群馬県知事 印
（ ）

完 了 確 認 通 知 書

年 月 日付け群馬県指令 第 号で許可しました下記の林地開発行為については、完了を確認しましたので通知します。

開発行為の 名称及び 目的		
開発行為に 係る森林の 所在場所		市 町 郡 村 大字 字 番地 外 筆
開発行為に 係る森林の 土地の面積		ヘクタール
完 了	区 分	全 体 完 了 ・ 部 分 完 了 （ 工 区 等 ）
	年月日	年 月 日
確認調査 年月日		年 月 日 年 月 日（緑化等確認（1回目）） 年 月 日（緑化等確認（2回目））
完了後の 留意事項		1 「残置森林等の保全に関する協定書」を遵守すること。 2 あらたに土地の形質を変更する場合には「残置森林等変更届」、「林地開発許可申請」等の手続を行うこと。

〔 事務担当
電 話 〕

申 請 書 の 取 下 書

年 月 日

群馬県知事

あて

申請者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記の林地開発許可申請について都合により取り下げたいので、群馬県林地開発
及び保安林の取扱いに関する規則第 1 1 条の規定により申し出ます。

記

1 林地開発許可申請年月日 年 月 日

2 開発行為の名称及び目的

3 開発行為に係る森林の所在場所

許可基準について

群馬県林地開発許可技術指針

平成12年4月1日施行

[最終改正 令和7年11月1日]

森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）の規定による開発行為の許可の取扱いに関し必要な事項については、「群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則」（平成12年3月24日群馬県規則第29号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、同規則に定めのない開発行為の許可制に関する事務の取扱い及び審査の基準についてはこの技術指針に定めるところによる。

なお、開発行為の許可の申請に当たって必要となる申請書類等については、本技術指針と同日に施行した「群馬県林地開発許可申請要領」によるものとする。

I 開発行為の許可制に関する事務の取扱い及び審査の基準について（以下「事務取扱」という。）

開発行為の許可制に関する事務の取扱い及び審査の基準については、次のとおりとする。

第1 開発行為の許可対象（森林法第10条の2第1項関係事項）

1 対象となる森林

開発行為の許可制（以下「本制度」という。）の対象となる森林は、法第5条の規定によりたてられた地域森林計画の対象民有林（公有林を含む。）であるが、このうち法第25条又は法第25条の2の規定により指定された保安林並びに法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林は対象外とされている。

2 対象となる開発行為

知事の許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」である。「森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模」は、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「令」という。）第2条の3において、「法第10条の2第1項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。」と定められ、同条各号において、開発行為の目的別に規模が定められているが、これは、開発行為の目的に応じて、森林の有する公益的機能の維持に相当の影響を与えるものを規制するとともに、通常の管理行為又はこれに類する軽易な行為は許可不要とする趣旨で定められたものである。

- (1) 同条各号の「土地の面積」は、開発行為の許可制の対象となる森林において実際に形質を変更する土地の面積であって、同条第1号の「道路の新設又は改築」にあっても単に路面の面積だけでなく法面等の面積を含むものである。

なお、形質を変更する土地の周辺部に残置される森林の面積又は開発行為の許

可制の対象外の土地における形質を変更する土地の面積は、規模の算定には含まれない。

- (2) 同条第1号の「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為」には、一体とした開発行為のうちに道路の新設又は改築以外を目的とする土地の形質の変更は含まれない。
- (3) 同条第1号の「路肩部分又は屈曲部又は待避所として必要な拡張部分」のうち、「路肩部分」は路端から車道寄りの0.5メートルの幅の道路の部分を行い、「屈曲部又は待避所として必要な拡張部分」はそれぞれの機能を維持するため必要最小限度のものをいう。
- (4) 同条第2号の「太陽光発電設備の設置を目的とする行為」は、太陽光を電気に変換する設備の設置を目的とするものであって、当該設備に付帯する設備の設置を目的とするものを含む。
- (5) 地域森林計画においては、法第5条第2項第11号の「森林の土地の保全に関する事項」を定めることとされており、法第8条において地域森林計画に従って森林の土地の使用又は収益をすることを旨としなければならないとされていることから、開発行為の許可を要しないものについても地域森林計画に従い森林の土地の保全に留意した適正な利用が確保されるよう周知するものとする。

3 対象となる開発行為の一体性

開発行為の規模は、開発行為の許可制の対象となる森林における土地の形質を変更する行為で、実施主体、実施時期又は実施箇所の相異にかかわらず一体性を有するものの規模を行い、総合的に判断する。

4 対象外の開発行為

- (1) 「国又は地方公共団体が行う場合」は、開発行為の許可制は適用されない（法第10条の2第1項第1号）。

国及び地方公共団体（国又は地方公共団体とみなされる法人を含む。）の行う開発行為が許可制の適用対象外とされている理由は、制度運用の当事者又は行政組織を通じ制度趣旨等が貫徹されるためである。

なお、独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号。以下「機構法」という。）附則第12条第1項第1号又は第2号の業務（同号の業務にあつては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成17年法律第78号）第3条の規定による改正前の機構法第11条第2項第1号又は第2号の業務に限る。）として行う場合に限る。）、国立研究開発法人森林総合研究所及び独立行政法人水資源機構並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は、法第10条の2第1項第1号の国又は地方公共団体とみなされる。

- (2) 「火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合」は、許可制は適用されない（法第10条の2第1項第2号）。

これは、緊急避難的な必要性に対応するものとして定められたものである。伐採及び伐採後の造林の届出制及び保安林制度のように事後届出制が定められていないのは、政令で定められた規模を超えて非常災害のために必要な応急措置として行

う場合は、都道府県において当然知りうると考えられるからであるが、必要な応急措置として行われた後において法第10条の2第2項各号に該当するような事態の発生をみることにないように適切な事後措置をとることが必要である。

- (3) 「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行う場合」は許可制は適用されない。(法第10条の2第1項第3号)

この事業は、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。)第5条に定められたとおりである。

- (4) (1)及び(3)の場合であっても法第10条の2第2項及び第3項の規定の趣旨にそって開発行為が行われなければならない。

国および国とみなされる法人が開発行為を行おうとするときは、本制度の趣旨に即して行われるよう、あらかじめ知事と関係行政庁との間で連絡調整するものとする。

県が開発行為を行うにあたっては、森林担当部局と事業実施担当部局との間で連絡調整を密接に行うものとする。

県以外の地方公共団体及び当該地方公共団体と見なされる法人が開発行為を行おうとするときは、あらかじめ知事と連絡調整を行うとともに、許可基準の内容等を提示し、それらが事業主体となる事案については、民間事業体の模範となるよう、許可基準に則った適正な事業実施計画とすることについて連絡調整を密接に行うものとする。

また、省令第5条の事業を実施しようとするときは、あらかじめ、知事と連絡調整をとりつつ、本制度の趣旨に即して行われるようにするものとする。

第2 開発行為の許可基準等(森林法第10条の2第2項及び第3項関係事項)

1 開発行為の許可基準

- (1) 法第10条の2第2項において「都道府県知事は、法第10条の2第1項の許可の申請があった場合において、同条第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない」とされているが、これは同項各号のいずれかに該当すると認められる場合に限り許可しないという趣旨である。

具体的には、次のような許可基準が定められている。

ア 「当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること」(法第10条の2第2項第1号)

これは、開発行為をする森林の植生、地形、地質、土壌、湧水の状態等から土地に関する災害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から周辺の地域において土砂の流出または崩壊その他の災害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨である。

「その他の災害」としては、土砂の流出又は崩壊の原因となる洪水、いっ水のほか、飛砂、落石、なだれ等が考えられる。

「当該森林の周辺の地域」と規定されているが、周辺の地域に影響が及ぶこと

を防止する観点から、開発行為の実施地区内における防災の措置も行うことが必要である。

- イ 「当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること」 （法第10条の2第2項第1号の2）

これは、開発行為をする森林の植生、地質及び土壌の状態並びに流域の地形、流域の土地利用の実態、流域の河川の状況、流域の過去の雨量、流域における過去の水害発生状況等から水害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から森林の有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨である。

- ウ 「当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること」 （法第10条の2第2項第2号）

これは、開発行為をする森林の植生、土壌の状態、周辺地域における水利用の実態及び開発行為をする森林へ水利用を依存する程度等から水源かん養機能を把握し、貯水池、導水路等の設置計画の内容等から水源かん養の機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれの有無を判断する趣旨である。

- エ 「当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること」 （法第10条の2第2項第3号）

これは、開発行為をする森林の樹種、林相、周辺における土地利用の実態等から自然環境及び生活環境の保全の機能を把握し、森林によって確保されてきた環境の保全の機能は森林以外のものによって代替されることが困難であることが多いことにかんがみ、開発行為の目的、態様等に応じて残置管理する森林の割合等からみて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれの有無を判断する趣旨である。

- (2) 法第10条の2第2項の許可基準の配慮規定として同条第3項において「前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない」旨規定されている。

これは、開発行為を許可基準に照らして審査する場合、災害の防止、水源のかん養及び環境の保全のそれぞれの公益的機能からみて行うことになっているが、これら森林の現に有する公益的機能を判断するに当たっては、これらの機能は、森林として利用されてきたことにより確保されてきたものであって、森林資源の整備充実を通じてより高度の発揮されることになることに留意すべきであるという趣旨である。

2 開発行為の許可に係る申請

- (1) 省令第4条において、開発行為の許可を受けようとする者は、申請書に必要な図面及び書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならないとされているが、許可を受けた開発行為について計画変更を行う場合は、再度これと同様の手続を経る

ことが必要である。森林法は変更許可については規定していないが、計画変更によって許可基準に関わる事項等が変更となる場合には、改めて許可基準に照らして審査を行う必要があるからである（あらかじめ知事の許可を受けなければならない変更の内容については、規則第6条で規定している。）。

3 開発行為に係る審査及び完了確認

- (1) 知事は、開発行為の許可の申請があった場合には、原則として現地調査を行うことにより当該開発行為が与える影響を適確に審査するものとする。
- (2) 知事は、許可した開発行為が申請書及び添付書類の記載内容並びに許可に付した条件に従って行われているか否かにつき開発行為の施行中において必要に応じ調査を行うとともに、その開発行為の完了後において速やかに完了確認を行うものとする。また、緑化等の措置後から効果を発揮するまでに時間を要する措置については、その効果が発揮されないおそれがある場合、一定期間その状況を調査した上で完了確認を行うものとする。

第3 許可に付する条件（森林法第10条の2第4項及び第5項関係事項）

法第10条の2第4項において「法第10条の2第1項の許可には、条件を附することができる」こととされているが、その内容は、法第10条の2第5項において「森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない」と定められている。

条件として付する事項は具体的事案に即して判断されることとなるが、開発行為の施行中において防災等のため適切な措置をとること、当該開発行為を中止し又は廃止する場合に開発行為によって損なわれた森林の機能を回復するために必要な措置をとること、本制度の適正な施行を確保するために必要な事項を届け出ること等であり、許可に当たって具体的かつ明確に付すものとする。

第4 都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見（森林法第10条の2第6項関係事項）

「都道府県知事は、（法第10条の2）第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない」（法第10条の2第6項）こととされているが、これは、開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下がどのような影響を及ぼすのか技術的、専門的判断を適正に行うとともに、地域住民の意向を十分に反映した適正な判断を行うためである。

意見を聴かなければならない関係市町村長とは、開発行為を行おうとする森林の土地を管轄する市町村長及び当該開発行為によって直接影響を受けると見込まれる市町村長である。

また、「都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる」（政令第7条）とされており、本県においては、「林地開発許可に係る群馬県森林審議会諮問基準」（平成10年4月1日制定、最終改正平成23年7月29日。別添参照。）において、部会（森林保全部会）に分掌させる事務の範囲を定めている。

なお、知事は、県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴くことをもって開発許可の手続きの遅延を招くことのないよう迅速な処理に努めるものとする。

第5 監督処分（森林法第10条の3関係事項）

「森林の有する公益的機能を維持するため必要があると認めるとき」に監督処分を行うことができることとされているが、これは、違反行為に起因して法第10条の2第2項の各号に該当するような事態の発生を防止する趣旨であり、その必要性については、具体的事案に即して判断するものとする。

監督処分を行う必要があると認められる場合は、速やかに対処することとし、また「復旧に必要な行為」とは原形に復旧することのほか造林その他の措置により当該森林が従前有していた公益的機能を復旧することを含むものであり、復旧に必要な行為の命令に当たっては、命令の内容及び期間を具体的かつ明確に定めて行うものとする。

なお、復旧に必要な行為の命令については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）による代執行ができるものである。

第6 その他

- 1 本制度の運営に際しては、開発行為の施行に係る事業による土地利用が、地域における公的な各種土地利用計画に即した合理的なものである等地域の健全な発展に支障を及ぼすことのないものとなるように十分配慮するものとする。
- 2 開発行為の許可制の対象となる森林は、知事がたてる地域森林計画の対象となる民有林（保安林等を除く。）であり、その対象面積は広大なものとなる一方、審査の観点も災害の防止等地域社会にとって極めて重要な事項に関するものであることから、県における事務の執行体制を整備するとともに、地域住民等関係者に対し、本制度について積極的に周知するものとする。
- 3 地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林及び市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域（法第5条第2項第6号に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。）内に存する森林における開発行為は、法第10条の2第2項各号に掲げる機能の発揮の観点からも、当該森林に期待される機能に応じ、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要な対策が措置されていることを確認するものとする。

II 開発行為の許可基準等の運用について（以下「運用基準」という。）

群馬県林地開発許可技術指針の運用に当たって、開発行為の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次に掲げる第1から第6までの要件を満たすか否かにつき審査して行うほか、許可に伴う事務については次に掲げる第7から第9までに基づき適正かつ円滑に実施するものとする。

第1 手続上の要件（省令第4条関係）

申請の手続については、森林法施行規則第4条（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）に基づく申請書及び添付書類の内容が次に掲げる要件に適合していることを確認するものとする。

- 1 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。

位置図、区域図及び計画書として必要な記載事項は、群馬県林地開発許可申請要領（以下「申請要領」という。）のとおりとすること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて計画書として必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することができるものとする。

- 2 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることが明らかであること。

「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると思われる場合を指すものとする。

- 3 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。また、行政庁の処分以外に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。

- 4 申請者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があることが明らかであること。防災施設の整備に必要な資金の手当が可能であることや事業体としての信用があることを確認するものとする。具体的な内容については、申請要領によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により資力及び信用を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものとする。

また、融資決定が開発行為の許可後となる場合等当該書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる方法等により確認するものとする。

- (1) 防災施設の設置の先行実施を徹底させる観点から、防災施設の設置に係る部分の資金の調達について別途預金残高証明書等により確認する。
- (2) 上記が困難な場合には、申請時に、事業者の資金計画書に加え、金融機関から事業者への関心表明書を提出させ、着手前に融資証明書を提出することを許可条件に付す。

- 5 「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件」（昭和37年農林省

告示第851号。以下「様式告示」という。)の様式1中注意事項3において、「開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること」としているが、これは、開発行為の許可申請に当たって申請者と施行者が異なる場合に、施行者による防災措置の確実な実施を担保する観点から、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を確認するためである。具体的な内容については、申請要領によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により防災措置を講ずるために必要な能力を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものとする。

また、資力及び信用と同様、申請時点で防災施設の施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を提出させるとともに、着手前までに正規の確認書類を提出することについて確約書を提出させ、許可条件に付す等の方法により確認するものとする。

- 6 申請要領に掲げる書類のほか、開発行為の目的、態様等に応じて知事が必要と認める書類を添付するものとする。

第2 災害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号関係）

1 土砂の移動量

開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。

スキー場の滑走コースの造成は、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるため、その造成に係る切土量は1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下とすること。なお、滑走コースは傾斜地を利用するものであることから、切土を行う区域はスキーヤーの安全性の確保等やむを得ないと認められる場合に限るものとし、土砂の移動量を極力縮減すること。

また、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下とすること。

2 切土、盛土又は捨土

切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工法等は、次によるものであること。

ア 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。

イ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締固めが行われるものであること。

ウ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。

エ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

(2) 切土は、次によるものであること。

ア 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安定なものであること。

イ 土砂の切土高が10メートルを超える場合には、原則として、高さ5メートルないし10メートルごとに小段を設置するほか、必要に応じ排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

ウ 切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

(3) 盛土は、次によるものであること。

ア 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

イ 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

ウ 盛土高が5メートルを超える場合には、原則として5メートルごとに小段を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

エ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施行、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

(4) 捨土は、次によるものであること。

ア 捨土は、土捨て場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。
この場合における土捨て場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。

イ 法面の勾配の設定、締固めの方法、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

3 法面崩壊防止の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が2によることが困難である場合若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかなこと。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

(1) 「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次のア又はイに該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合には、これに該当しない。

ア 切土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次の(ア)若しくは(イ)のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(ア) 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。

(イ) 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5メートル以下のもの。この場合において、(ア)に該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、(ア)に該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

表1

土 質	擁壁等を要しない 勾 配 の 上 限	擁壁等を要する 勾 配 の 下 限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、 その他これに類するもの	35度	45度

イ 盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1メートルを超える場合

(2) 擁壁の構造は、次によるものであること。

ア 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

イ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

ウ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

エ 圧等によって擁壁が沈下しないこと。

オ 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

4 法面保護の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。

(1) 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

(2) 表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され、又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造は、3の(2)によるものであること。

5 土砂流出防止の措置

開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同

じ。)に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。

- (1) えん堤等の容量は、次のア及びイにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。

ア 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では600立方メートル、それ以外の場合では400立方メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

イ 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであること。

- (2) えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

- (3) えん堤等の構造は、「治山技術基準」(昭和46年3月13日付け46林野治第648号林野庁長官通達)によるものであること。

- (4) 「災害が発生するおそれがある区域」については表2に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次のア及びイを目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。なお、表2に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含めることができる。

ア 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。

イ 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

表2

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

- (5) なだれ危険箇所点検調査要領に基づくなだれ危険箇所に係る森林を事業区域に含む場合についても、開発区域に先行して周囲へのなだれ防止措置について検討し、必要

な措置を講じること。

- (6) 上記の検討結果を整理し、必要な措置の内容について計画書に必要な事項を記載すること。

6 排水施設

雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。

- (1) 排水施設の断面は、次によるものであること。

ア 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は次の(ア)及び(イ)により、流量は原則としてマンニング式により求められていること。

- (ア) 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。

ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

$$Q = (1 / 360) \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q：雨水流出量 (m³/sec)

f：流出係数

r：設計雨量強度 (mm/hour)

A：集水区域面積 (ha)

- (イ) 前式の適用に当たっては、次によるものであること。

- a 流出係数は、表3を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、表3の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。
- b 設計雨量強度は、cによる単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とされていること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。
- c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表4を参考として用いられていること。

表3

地表状態\区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林 地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5

草 地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6
耕 地	—	0.7～0.8	0.5～0.7
裸 地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9

表 4

流 域 面 積	単 位 時 間
50ヘクタール以下	10分
100ヘクタール以下	20分
500ヘクタール以下	30分

イ 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていっ
水による影響の大きい場合にあっては、排水施設の断面は、必要に応じてアに定め
るものより一定程度大きく定められていること。

ウ 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量
を安全に流下させることができる断面とすること。

(2) 排水施設の構造等は、次によるものであること。

ア 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力
を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

イ 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホー
ルの設置等の措置が講ぜられていること。

ウ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措
置が適切に講ぜられていること。

エ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合
を除き、排水を河川等まで導くように計画されていること。

ただし、河川等に排水を導く場合には、増加した流水が河川等の管理に及ぼす影
響を考慮するため、当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。特に、
用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加
え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるよう併せて当該河
川等の管理者の同意を得ているものであること。

なお、「同意」については、他の排水施設を経由して河川等に排水を導き河川等
の管理に著しい影響を及ぼすこととなる場合にあっては、関係する河川等の管理者
の同意を必要とする趣旨である。

7 洪水調節池等の設置等

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある
場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであるこ
と。技術的細則は次に掲げるとおりとする。

(1) 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量
強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節で
きるものであることを基本とする。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、
50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前の

ピーク流量以下にまで調節できるものとする。

また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあって、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られないときには200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高いときには600立方メートル、それ以外ときには400立方メートルとするなど、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。

なお、「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この流下能力を超える流量も調節できる容量とする趣旨である。

- (2) 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムの余水吐の能力の1.2倍以上のものであること。
- (3) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。
- (4) 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができる。
- (5) 第3の規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合、同時に森林法（昭和26律第249号。以下「法」という。）第10条の2第2項第1号及び同項第1号の2のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置すること。

8 静砂垣等の設置等

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣、落石又はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

9 設計雨量強度における降雨量変化倍率の適用

排水施設の断面、洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、6の(1)、7の(1)及び(2)によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いること。

10 仮設防災施設の設置等

開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

11 防災施設の維持管理

開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかに

すること。

1 2 都市計画法等の基準の適合判断

第2の1から11までにかかわらず、開発行為が都市計画法（昭和43年 法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項第7号の基準に、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法 律第191号）第12条第1項の許可を要する場合は同法第13条第1項の基 準に、同法第30条第1項の許可を要する場合は同法第31条第1項の基準 に適合することをもって、法第10条の2第2項第1号の基準に適合するものとして差し支えない。ただし、これらの基準のうち都道府県知事が第2の1から11までを踏まえて定める同号の基準に満たない部分がある場合には、当該部分については、この限りではない。

第3 水害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号の2関係）

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。

- 1 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとする。

また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、第2の7の（1）によるものであること。

なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、第2の7の（1）によるものであること。

- 2 当該開発行為に伴いピーク流量が増加するか否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として1%以上の範囲内とし、「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、30年確率（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には50年確率を用いること。）で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

ただし、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものであること。なお、「同意」については、下流における水害の発生するおそれの有無について、より専門的な知見を有する河川等の管理者の同意を必要とする趣旨である。

- 3 余水吐の能力は、第2の7の(2)によるものであること。
- 4 洪水調節の方式は、第2の7の(3)によるものであること。
- 5 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができること。
- 6 第2の規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合には、法第10条の2第2項第1号及び同項第1号の2のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置すること。
- 7 洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、1によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本計画において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた地域区分ごとの降雨量変化倍率を採用している場合には、洪水調節容量の計算に当該降雨量変化倍率を用いること。
- 8 開発行為の施行に当たって、水害の防止のために必要な洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。
- 9 開発行為の完了後においても整備した洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。
- 10 第3の1から9までにかかわらず、開発行為が都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項第3号の基準に適合することをもって法第10条の2第2項第1号の2の基準に適合するものとして差し支えない。ただし、都市計画法の基準のうちに都道府県知事が第3の1から9までを踏まえて定める同号の基準を満たない部分がある場合には、当該部分については、この限りではない。

第4 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第2号関係）

1 貯水池等の設置等

他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

2 沈砂池の設置等

周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

第5 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第3号関

係)

1 森林又は緑地の残置又は造成

開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の残置し、若しくは造成する森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。残置森林等の考え方は次に掲げるとおりとする。

- (1) 相当面積の残置森林等の配置については、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生に回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

森林の配置については、森林を残置することを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置するとともに、森林の造成は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限って実施すること。

この場合において、残置森林等の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、別記1の「事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地」の割合によること。

また、残置森林等は、別記1の「森林の配置等」により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、別記1に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、別記1に準じて適切に措置されていること。

- (2) 造成する森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、表5を標準として均等に分布するよう植栽すること。

なお、住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果を併せ期待する森林を造成する場合には、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとし、樹種の特性、土壌条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ1ヘクタール当たり500本～1ヘクタール当たり1,000本の範囲で植栽本数を定めることとして差し支えないものとする。

表5

	植栽本数（1ヘクタール当たり）
1メートル	2,000本
2メートル	1,500本
3メートル	1,000本

- (3) 道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適當であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。

2 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等

騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

3 景観の維持

景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等から景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

特に土砂の採取、道路の開設等の開発行為について景観の維持上問題を生じている事例が見受けられるので、開発行為の対象地（土捨て場を含む）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置につき慎重に行うこと。

4 残置森林等の維持管理

残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で残置森林等の維持管理につき協定が締結されていることが望ましいが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めるものとし保安林制度等の適切な運用によりその保全又は形成に努めることとする。

また、事業区域内に残置し又は造成した森林については、地域森林計画の対象とすることを原則とし、市町村等との維持管理協定等の締結、除間伐等の保育、疎林地への植栽等適切な施業の実施等を行うこと。

さらに、残置森林率等の基準は、施設の増設、改良を行う場合にも適用されるものであり、施設の増設等に係る開発許可の申請を行う場合は、残置森林等の面積等が基準を下回らないものとする。

なお、別荘地の造成等開発行為の完了後に売却・分譲等が予定される開発における残置森林等については、分譲後もその機能が維持されるよう適切に管理すべきことを売買契約に当たって明記すること。

第6 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為について

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可については、第1から第5までの各要件及び別記2に掲げる要件を満たすこと。

第7 開発行為の一体性

- 1 事務取扱第1の3に定められた開発行為の一体性に係る総合的な判断については、次に掲げる場合を目安に、それぞれの一体性の個々の状況に応じて判断するものとする。

(1) 実施主体の一体性

個々の箇所の行為者の名称などの外形が異なる場合であっても、開発行為を行う会社間の資本や雇用等の経営状況のつながり、開発後の運営主体や施設等の管理者、同一森林所有者等による計画性等から同一の事業者が関わる開発行為と捉えられる場合

(2) 実施時期の一体性

時期の重複又は連続があるなど個々の開発行為の時期（発電設備の場合は、個々の設備の整備時期や送電網への接続時期）からみて一連と捉えられる計画性がある場合

(3) 実施箇所の一体性

個々の事業で必要な工事用道路や排水施設等の設備が共用されている場合（共用を前提として整備することを計画している場合を含む。）や局所的な集水区域内で排水系統を同じくする場合

- 2 太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とする開発の一体性の判断に当たっては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報を参照する。

第8 開発行為に係る完了確認等

- 1 事務取扱第2の3に定められた「緑化等の措置後から効果を発揮するまでに時間を要する措置については、その効果が発揮されないおそれがある場合、一定期間その状況を調査した上で完了確認を行うものとする」について、緑化等の表土の侵食防止を目的とした措置は、植生が定着しないことが見込まれる場合には、緑化等の措置後、継続的に経過観察を行った上で完了確認を行うものとする。この場合、緑化等の措置後、表6に応じた生育判定時期に植生状態を植被率等により成績判定するとともに、その後少なくとも1年間の経過観察を行い、定着状況を確認した上で、完了確認を行うものとする。

成績判定の目安は表7を標準とし、成績判定や経過観察の結果、植生が定着していないと判断される場合には、必要に応じて再度緑化等の措置を行うこと。

表6

施工時期	3月～5月	6月～8月	9月～10月	11月～2月
判定時期	施工後90日	10月～11月中旬	翌年6月初旬	翌年7月初旬

表7

対 象		評価	判定時における植生の状態
植栽工		可	植栽木の生存率が70%以上である。
		不可	植栽木の生存率が70%未満である。
播種工等	木本群落型	可	植被率が30～50%であり、木本類が10本/m ² 以上確認できる。 植被率が50～70%であり、木本類が5本/m ² 以上確認できる。
		不可	・生育基盤が流亡して、植生の成立の見込がない。 ・木本類が植被率に応じて上記の本数以上確認できない。 ・植被率が30%未満である。

	草 地 型	可	法面から10m離れると、法面全体が「緑」に見え、植被率が50%以上である。
		不可	・生育基盤が流亡して、植生の成立の見込がない。 ・植被率が50%未満である。

2 上記のほか、防災施設の設置を先行させること。

こうした防災施設の先行設置と効率的な施行を両立する観点から、防災施設の設置完了時の確認だけでなく、排水系統を同じくする流域を複数含むような大規模開発については小流域等の区域ごと、暗渠のような埋設する施設については視認できる期間中に部分確認するなど開発行為の施行状況に応じた部分確認や施行状況の定期報告について実施する場合がある。

3 土石等の採掘等の一時的な転用を目的としている開発行為を除き、原則として完了確認したときをもって地域森林計画の対象森林から除外するものとする。

第9 その他

1 配慮事項

申請書の審査に当たっては、次に掲げる事項について確認するものとする。

(1) 開発行為に係る土地の面積の規模

開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められている場合には、これを参酌して決められたものであること）が明らかであること。

(2) 全体計画との関連

開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

(3) 原状回復等の事後措置

開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。

(4) 周辺の地域の森林施業への配慮

開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていること。例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当する。

(5) 周辺の地域における住民の生活及び産業活動への配慮

開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされること。例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。

2 関係行政庁との調整等

開発行為については他法令の許認可と並行して申請される場合があることを踏まえ、県は、第1の3により他法令の申請状況を明らかにさせるとともに、これから申請者が許認可の申請等を行うことを把握した場合には、当該許認可を市町村が所管している場合には市町村の関係部局との間で情報共有を行うほか、国又は県が所管している場合には県の関係部局との間で情報共有を行うとともに、県関係部局を通じ国の機関との間で情報共有を行うものとする。

また、第2の5の（4）に定める災害が発生するおそれがある区域が事業区域に含まれる場合には、県は、当該区域において実施する措置の内容等について、上記に準じ関係行政庁との間で情報共有を行うものとする。

別記 1

主な開発行為の目的別の事業区域内の残置森林等の割合及び森林の配置等

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上とし、建物敷等の面積はおおむね 30 パーセント以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるグレンデ等は 1 箇所あたりおおむね 5 ヘクタール以下とする。また、グレンデ等と駐車場との間には幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50 パーセント以上、かつ、残置森林率はおおむね 40 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね 20 メートル以上）を配置する。 2 ホール間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね 20 メートル以上）を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね 50 パーセント以上、かつ、残置森林率はおおむね 40 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40 パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、

		事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場、事業場の設置	森林率はおおむね25パーセント以上とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね20パーセント以上。（緑地を含む。）	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

(注) 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。これは森林を残置することの趣旨からして森林機能が十全に発揮されるにいたらないものを同等に取扱うことが適切でないことによるものである。

2 「森林率」とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の割合をいう。この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれるものは対象としないものとする。

3 「残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合」は、森林の有する公益的機

能が森林として利用されてきたことにより確保されてきたことを考慮の上、法第10条の2第2項第3号に関する基準の一つとして決められたものであり、その割合を示す数値は標準的なもので、「おおむね」は、その2割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的事案に即して判断されることとなるが、工場又は事業場にあつては20パーセントを下回らないものでなければならないという趣旨である。

4 「開発行為の目的」について

- (1) 「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集团的に設置しようとする土地を指すものとする。
- (2) 「ゴルフ場」とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取扱うものとする。
- (3) 「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱うものとする。
- (4) 「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。
- (5) 「工場、事業場」とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。
- (6) 上記表に掲げる以外の開発行為の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場・事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設・レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。
- (7) 1事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。

この場合、残置森林又は造成森林（住宅団地の造成の場合は緑地も含む。以下同じ。）は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界におおむね30メートルの残置森林又は造成森林を配置するものとする。

- 5 レジャー施設及び工場・事業場の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれおおむね5ヘクタール以下、おおむね20ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ5ヘクタール、20ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。
- 6 工場・事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指す

ものとする。

- 7 住宅団地の造成に係る「緑地」については、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができ、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。

- (1) 公園・緑地・広場
- (2) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
- (3) 緑地帯、緑道
- (4) 法面緑地
- (5) その他上記に類するもの

- 8 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

別記 2

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可基準等の運用について

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第2条の3に規定する開発行為の許可対象となる開発行為の規模のうち、太陽光発電設備の設置を目的とする行為については、切土又は盛土をほとんど行わなくても現地形に沿った設置が可能であるなど、他の目的に係る開発行為とは異なる特殊性が見受けられる。これを踏まえ、当該目的に係る開発行為の許可に当たって、次に掲げる事項に基づき適正かつ円滑に実施すること。

なお、法第10条の2第1項に規定する許可を要しない規模の開発についても、次に掲げる事項を踏まえ、森林の土地の適切な利用が確保されることが望ましい。

第1 事業終了後の措置について

林地開発許可において、太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、当該許可を行う際に、植栽等、設備撤去後に必要な措置を講ずることについて、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後、原状回復等する旨を盛り込むこと。

以上の措置は、太陽光発電設備に係る開発区域が太陽光発電事業終了後に原状回復等したときに、当該区域の地域森林計画対象森林への再編入を検討することをあらかじめ考慮して行うものとする。

第2 災害を発生させるおそれに関する事項

1 自然斜面への設置について

運用基準第2の1の規定に基づき、開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置することとする。

2 排水施設の断面及び構造等について

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮することから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、次のとおりとする。

（1）排水施設の断面について

地表が太陽光パネル等の不透水性の材料で覆われる箇所については、運用基準表3に

よらず、次の表を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

地表状態\区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
太陽光パネル等	1.0	0.9～1.0	0.9

(3) 排水施設の構造等について

排水施設の構造等については、運用基準第2の6の(2)の規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることとする。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていることとする。

第3 残置し、若しくは造成する森林又は緑地について

開発行為をしようとする森林の区域に残置し、若しくは造成する森林又は緑地の面積の、事業区域内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電設備の設置である場合は、別記1によらず、次の表のとおりとする。

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
太陽光発電施設の設置	森林率はおおむね25パーセント以上、かつ、残置森林率はおおむね15パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部におおむね幅30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1か所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

なお、運用基準第5の4において、残置森林又は造成森林は、善良に維持管理されることが明らかであることを許可基準としていることから、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とすること。

第4 その他配慮事項

このほか、次に掲げる事項について配慮することとする。

1 住民説明会の実施等について

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましい。

特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うことが望ましい。

このため、当該林地開発許可の審査に当たり、以上の取組の実施状況について確認することとする。

2 景観への配慮について

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮することが望ましい。

このため、必要に応じて、設置する施設の色彩等を含め、景観に配慮した施行に努めること。

3 地域の合意形成等を目的とした制度との連携について

太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律（平成25年法律第81号）や、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）において、林地開発許可制度を含めた法令手続の特例と併せて、地域での計画策定と事業実施に当たって協議会での合意形成の促進が措置されている。

このため、太陽光発電設備の設置を目的とする林地開発については、必要に応じてこれらの枠組みを活用し協議会等を通じて地域との合意形成を図ること。

別添

林地開発許可に係る群馬県森林審議会諮問基準

事業区域の開発行為をしようとする森林の区域の面積	大規模開発条例の事前協議の要否	開発行為に係る森林の区域の面積		
		1 ha を超え 10ha 未満※	10ha 以上 40ha 未満	40ha 以上
100ha 未満のもの	要するもの		森林保全部会に諮問	
	要しないもの			
100ha 以上のもの	要するもの		本審議会に諮問	
	要しないもの			

※ 太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為に限っては、開発行為に係る森林の区域の面積が 0.5ha を超え、10ha 未満のもの。

- 1 林地開発許可及び変更許可は、原則として本審議会または森林保全部会へ諮問する。
ただし、地区代表者の同意および市町村の長の同意があるもので、次に該当するものは、諮問に代えて、本審議会への報告とする。
 - (1) 許可にあつては、開発行為に係る森林の区域の面積が 10ha 未満のもの。
 - (2) 変更許可にあつては、以下のもの。
 - ① 変更後の開発行為に係る森林の区域の面積が 10ha 未満のもの。
 - ② 変更後の開発行為に係る森林の区域の面積が 10ha 以上のもので、開発行為に係る森林の区域の面積の増加が、前回許可に比べ 1 ha を超えないもの。
- 2 森林保全部会は、審議結果を本審議会に報告する。
- 3 表中の各面積は、林地開発の許可及び変更許可に適用し、変更許可については、変更後の面積とする。

平成 10 年 4 月 1 日 制定
 平成 21 年 12 月 9 日 改正
 平成 23 年 7 月 29 日 改正
 令和 7 年 1 月 6 日 改正

林地開発許可申請について

用語の説明等

1 開発行為をしようとする区域(事業区域)

事業者が一体として事業を行うとする区域で、森林、農地、宅地、農道及び水路等のすべての土地を含んだ区域をいい、現に土地の形質の変更等（即ち開発行為）を行う土地のみならず、土地の形質の変更はしないが、変更する土地と一団をなし利用される土地を含む区域をいう。

2 開発行為をしようとする森林

開発行為に係る森林と残置する森林を合わせた森林のことをいう。（即ち事業区域に含まれる地域森林計画対象民有林のことである。）

3 開発行為に係る森林

開発行為をしようとする森林のうち直接形質を変更する部分をいう。（申請書に記載の面積で、残置森林以外の部分をいう。）

4 残置森林

残置森林とは、開発行為をしようとする森林のうち、直接形質を変更する部分を除いた残存の森林の部分である。（無立木地の場合もある。また、補植又は改植を行う部分も含む。）

ただし、森林機能が十分発揮されるまでに至らない若齢林（15年生以下の森林とする。）については、残置森林率の算定対象としない。

$$\text{残置森林率} = \frac{\text{開発行為をしようとする森林区域内の林齢 16 年生以上の残置森林面積}}{\text{開発行為をしようとする森林区域の面積}} \times 100$$

5 造成森林

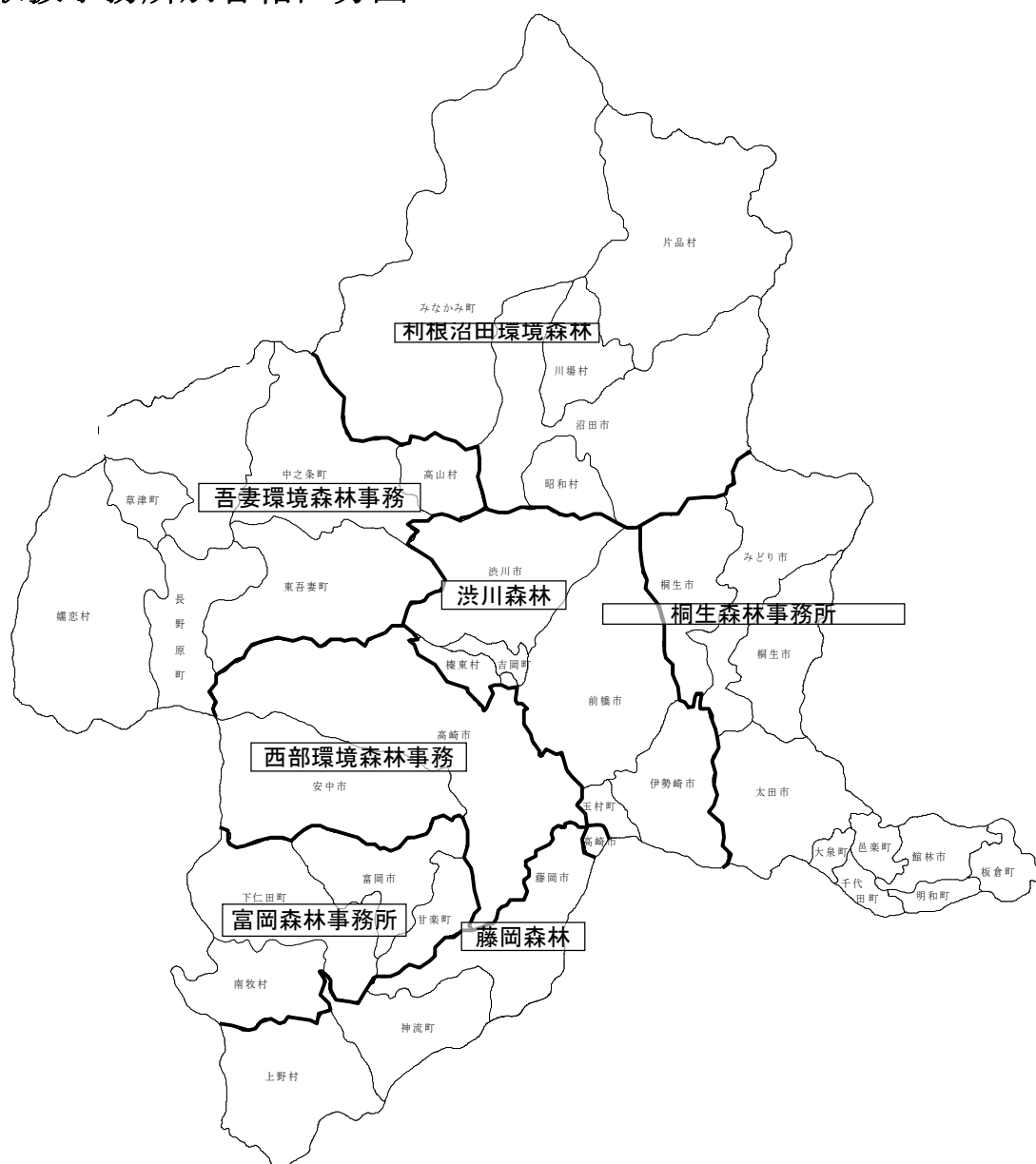
森林又はその他の土地で、止むをえず一時的に土地を形質変更した後、可及的速やかに伐採前の植生回復を図るため樹木を植栽し、森林として樹生を回復又は新生した部分である。

例えば、廃棄物の埋め立て跡地に植栽する部分や、土石等の採掘跡地に植栽する部分は造成森林ではない。

また、硬岩切土面等で確実な成林が見込まれない部分については、森林率の算定対象としない。

$$\text{森林率} = \frac{\text{残置森林面積} + \text{開発行為をしようとする事業区域内の造成森林面積}}{\text{開発行為をしようとする森林区域の面積}} \times 100$$

取扱事務所別管轄区分図



※ 形質変更を行う森林の所在地により区分されます。

取 扱 窓 口

名 称	担 当	所 在 地	TEL	FAX
西部環境森林事務所	森 林 係	〒370－0805 高崎市台町 4－3	027-323-4021	027-323-6908
渋川森林事務所	森 林 係	〒377－0027 渋川市金井 395	0279-22-2763	0279-25-0576
藤岡森林事務所	森 林 係	〒375－0014 藤岡市下栗須 124－5	0274-22-2253	0274-24-4976
富岡森林事務所	林業政策係	〒370－2454 〒富岡市田島 343-1	0274-62-1535	0274-63-7099
吾妻環境森林事務所	森 林 係	〒377－0424 吾妻郡中之条町大字中之条町 664	0279-75-4611	0279-75-6548
利根沼田環境森林事務所	森 林 係	〒378－0031 沼田市薄根町 4412	0278-22-4481	0278-23-0409
桐生森林事務所	森 林 係	〒376－0011 桐生市相生町 2－331	0277-52-7373	0277-54-5132
県 庁	森林保全課 森林管理係	〒371－8570 前橋市大手町 1－1－1	027-226-3255	027-223-0463

群馬県林地開発許可申請要領（令和 7 年 1 1 月 1 日改正）

1 申請書類及び添付図書の作成

(1) 申請に必要な図書の種類及び記載方法は別に定めるとおり。

(2) 書類の製本

ア 規格

A 4 版仕上げ

イ 綴込順序

表紙、目録、林地開発許可申請書、地番明細表、開発行為に関する計画書、その他の添付書類、位置図、区域図、土地利用規制・現況図、公図・造成計画平面図複合図、流域現況図、その他の設計図の順。

(3) 開発行為の計画、設計に当たっては、群馬県林地開発許可技術指針に掲げた事項が具備されていること。

2 申請書の提出先

(1) 開発行為に係る森林の土地を管轄する環境森林事務所又は森林事務所

(2) 開発行為に係る森林が 2 以上の環境森林事務所又は森林事務所の管轄にまたがる場合は、開発行為に係る森林の面積が大きい方の事務所へ提出すること。

(群馬県林地開発許可申請要領)

I 申請に必要とする書類

○印：必要とする書類 △印：変更内容により必要とする書類

申請書 目次	書類名	様式	許可申請	変更許可 申請	変更届	備考
1	林地開発許可申請書	別途定める	○			・森林法施行規則の規定に基づき申請書の様式を定める件
	林地開発変更許可申請書	同上		○		・群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則
	林地開発計画変更届出書	同上			○	同上
	林地開発変更経緯表	同上		○	○	・林地開発変更許可申請書及び林地開発計画変更届出書に添付する。
2	地番明細表	第 1 号	○	△	△	・変更許可申請又は変更届において、記載事項に変更のない場合は、省略することができる。 ・各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の 2 段書きとする。
3	開発行為に関する計画書（1）	第 2-1 号	○	○	○	各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の 2 段書きとする。
	開発行為に関する計画書（2）	第 2-2 号	○	○	○	同上
4	工程表	第 3 号	○	○	○	同上
5	申請書の信用及び資力に関する書類		○	△	△	・許可を受けようとする者（特殊法人登記令（昭和 39 年政令第 28 号）第 1 条の特殊法人を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記簿の謄本及び定款、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類。個人である場合には住民票等。 ・自己資金又は借入金の調達が可能であることを証する書類。 ・貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料。 ・納税証明書。 ・事業経歴書。
	保証書又は工事誓約書	第 4 号又は第 5 号	○	○	△	・土石等の採掘の場合にあっては保証書、その他の開発行為にあっては工事誓約書。

○印：必要とする書類 △印：変更内容により必要とする書類

申請書 目次	書類名	様式	許可申請	変更許可 申請	変更届	備 考
6	防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類		○	△	△	林地開発許可申請書の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災施設の設置に関わる者に関する書類を添付すること。 ・建設業法許可書（土木工事業）。 ・事業経歴書。 ・預金残高証明書。 ・納税証明書。 ・事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等）。 ・林地開発に係る施工実績を示す書類。（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。）
7	他法令の許認可申請又は許認可書の写し		○	△	△	・開発事業の実施について法令の規定による許可等を必要とするもので、当該許可等がなされているものにあつては、当該許可等を証する書類又は申請中のものにあつては当該申請書の写し。
	地域住民又は市町村の長との協定に関する書類		○	△		・環境保全、災害の防止等に関して地域住民又は市町村の長と協定したものにあっては、その内容を記載した書類。 ・公共施設及び公益的施設の設置又は当該施設の維持管理について、関係機関との協議をしたものにあっては、その内容を記載した書類。
8	残置森林等の保全に関する協定の締結について	第6号	○	△		・変更許可申請において、開発行為をしようとする森林に変更のない場合は、省略することができる。
	残置森林等の保全に関する協定書	第7-1号 第7-2号	○	△		・残置し又は造成する森林（緑地）について、地方公共団体と締結した保全に関する協定書。（開発行為の目的が土石等の採掘のみである場合を除く全ての場合）

○印：必要とする書類 △印：変更内容により必要とする書類

申請書 目次	書類名	様式	許可申請	変更許可 申請	変更届	備 考
9	当該開発行為により影響を受ける者の同意書	第8-1号 第8-2号 第8-3号	○	△		・当該開発行為により影響を受けることとなる地区代表者の同意を証する書類。 ・当該開発行為により影響を受けることとなる水利権者のいる場合には、その同意を証する書類。 ・排水等を河川等に放流しようとする者にあつては、当該河川等の管理者及び関係水利権者等の同意を証する書類。 ・同意した日から（同意書の日付から）概ね3ヶ月程度の同意書とする。
10	土地所有者等関係権利者の同意書	第9号	○	△	△	開発行為をしようとする森林の区域に含まれる土地又は建築物の権利を有する者の同意を得ていることを証する書類。 注）・上記の書類は、土地登記簿謄本、売買又は賃貸借契約書、同意書等をいう。 ・同意を得る権利とは、所有権、地上権、賃借権、永小作権、地役権、入会権、採石権、鉱業権、抵当権等をいう。 変更時において、事業区域が増となる場合、上記の書類を添付する。 ・同意した日から（同意書の日付から）概ね3ヶ月程度の同意書とする。
	隣接土地所有者の同意書	第10号	○	△	△	・開発行為に係る森林の端部から20m以内にある事業区域外の土地の権利者の同意を得ていることを証する書類。 ・同意した日から（同意書の日付から）概ね3ヶ月程度の同意書とする。
11	各構造物の安定計算書、土量計算書及び調査試験報告書等		○	△	△	・安定計算等に適用する諸基準は、群馬県土木工事標準仕様書で示された基準とし、適用した基準を安定計算書に明示する。

(群馬県林地開発許可申請要領)

Ⅱ 申請に必要とする図面

○印：必要とする書類 △印：変更内容により必要とする書類

○共通添付図面

申請書 目次	図面名称	記載方法 番号	許可申請	変更許可 申請	変更届	備考
1 1 - 1	位置図	1	○			
- 2	区域図	2	○	△	△	事業区域に変更があった場合必要
- 3	土地利用規制・現況図	3	○	△	△	同上
- 4	公図・造成計画平面図 複合図	4	○	△	△	
- 5	流域現況図	5	○	△		流域が変わる場合必要
- 6	新旧対照造成計画平面図			○	○	変更後の造成計画平面図に新たに開発行為に係る森林となった部分を赤色、新たに残置森林となった部分を緑色で彩色する。

○別荘地、宿泊施設・レジャー施設、工場・事業場及び住宅団地等設計図

1 2	造成計画平面図	1	○	○	○	
1 3	造成計画断面図	2	○	△	△	
1 4 - 1	道路計画平面図	3	○	△	△	
- 2	道路縦断面図	4	○	△	△	
- 3	道路横断面図	5	○	△	△	
- 4	道路構造物詳細図	6	○	△	△	
1 5 - 1	防災計画図	7	○	○	○	
- 2	防災施設の詳細図	8	○	△	△	
1 6 - 1	排水施設計画平面図	9	○	△	△	
- 2	排水施設の詳細図	1 0	○	△	△	
1 7	空中写真	1 1	○	○	○	

○太陽光発電設備、ゴルフ場

○印：必要とする書類 △印：変更内容により必要とする書類

申請書 目次	図 面 名 称	記載方法 番 号	許可申請	変更許可申 請	変更届	備考
1 2	造成計画平面図	1	○	○	○	
1 3	造成計画断面図	2	○	○	△	横断面は変更のないコースについては省略することができる。
1 4	切盛土計画平面図	3	○	○	△	
1 5 - 1	道路計画平面図	4	○	△	△	
- 2	道路縦断面図	5	○	△	△	
- 3	道路横断面図	6	○	△	△	
- 4	道路構造物詳細図	7	○	△	△	
1 6 - 1	防災計画図	8	○	○	○	
- 2	防災施設の詳細図	9	○	△	△	
1 7 - 1	排水施設計画平面図	1 0	○	△	△	
- 2	排水施設の詳細図	1 1	○	△	△	
1 8	空中写真	1 2	○	○	○	

○土石等の採掘

1 2	採掘計画平面図	1	○	○	○	
1 3	縦断面図	2	○	○	○	
1 4	横断面図	3	○	○	○	
1 5	災害防止に必要な施設計画図	4	○	○	○	
1 6	土捨場図面	5	○	△	△	
1 7	緑化・植栽仕様図	6	○	○	△	
1 8	現場写真	7	○	○	○	
1 9	採掘跡地利用計画平面図	8	○	○	○	

○共通添付図面

1 位置図（縮尺：50,000 分の 1 以上）

- (1) 開発区域の位置を赤色で明示する。
- (2) 開発区域（森林及び森林以外の土地を含む開発事業区域）の所在する市町村（全域）の境界を濃青色で明示する。
- (3) 原則として、国土地理院発行の市販の図面を使用する。
- (4) 市町村役場の位置を赤色で明示する。

2 区域図（縮尺：5,000 分の 1 以上）

開発区域及び周辺の地形、土地利用区分、人家又は公共施設の位置を明示する。

- (1) 開発区域の境界を赤色で明示する。
- (2) 開発行為に係る森林の土地の区域の境界を茶色で明示する。
- (3) 開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。）を緑色で明示する。
- (4) 市町村界、市町村の町又は字の境界、それらの区域に係る土地の地番を明示する。
- (5) 道路、溪流、公共的施設等の名称を記載する。
- (6) 開発区域及びその周辺に水源のある場合、その位置を（水）印（水色）で明示する。
- (7) 作成年月日を記入する。（航空写真図化の場合は、その撮影年月日）

3 土地利用規制・現況図（縮尺：5,000 分の 1 以上）

- (1) 開発区域及びその周辺の次の事項について調査を行い、図面に彩色し凡例をつける。

・規制区域の名称

地すべり等防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、災害危険区域、宅地造成工事規制区域、保安林、保安施設地区、農用地区域、農用地区域以外の農地、採草放牧地、林業経営地区（公共投資をした土地）、文化財保護地区（国、県、市町村文化指定地域、埋蔵文化財包蔵地）、自然環境保全地域、自然公園地域、鳥獣保護地区、風致地区等。

- (2) 開発行為をしようとする森林の区域の森林について、人工林、天然林、竹林、無立木地及び針葉樹、広葉樹別の区分を明示する。
- (3) (1)の森林のうち若齢林（15年生以下）を明示する。ただし、工場・事業場の設置、住宅団地の造成、及び土石等の採掘の場合は除く。

4 公図・造成計画平面図複合図（造成計画平面図と同縮尺）

- (1) 開発区域の境界を赤色で明示する。
- (2) 大字及び字名を記載し、その境界を明示する。
- (3) 開発区域及びその周辺における国、県、市町村道、河川、林道、認定外道水路を次表により彩色し凡例をつけること。
なお、造成計画平面図に記載された事項が見やすいように彩色するものとする。

公共施設	国・県道		桃 色
	市町村道		茶 色
	河川		水 色
	林道		紫 色
	公図上 (認定外)	道 路	赤 色
		水 路	青 色
	上記以外の道路		黒 色
公益的施設	〇〇〇〇		黄 色
地 目	農地		橙 色
	山林		緑 色
	原野		黄緑色
	公有地		朱 色

5 流域現況図（25,000 分の 1）

- (1) 土地利用区分（森林、耕地、裸地等）ごとに彩色する。
- (2) 流域の地形、河川の位置を明示する。
- (3) 開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置を明示する。

- 1 造成計画平面図（縮尺：1,000 分の 1 以上）
 - (1) 開発区域の境界を赤色で、開発行為に係る森林の区域の境界を茶色で明示する。
 - (2) 次の事項を色分けして凡例をつけること。
道路、擁壁、石積、堰堤、公園、管理事務所、駐車場、汚水処理場、プール、テニスコート、残置森林、造成森林、緑地等。
 - (3) 河川名、溪流名を記入する。
 - (4) 各縦断面図の位置を明記する。
- 2 造成計画断面図（縮尺：1,000 分の 1 以上）
 - (1) 開発区域の境界を赤色で明示する。
 - (2) 残置森林及び造成森林を明示する。
 - (3) 各断面の縦断面図（縦 200 分の 1、横 1,000 分の 1）に測点、距離、追加距離、地盤高、計画高、切土高、盛土高、勾配を明記する。
- 3 道路計画平面図（縮尺：1,000 分の 1 以上）

次の事項を記載する。

計画道路の中心線、I P 及びその曲線に関する諸数値、各種構造物の位置、凡例等。
- 4 道路縦断面図（縮尺：縦 100 分の 1、横 1,000 分の 1）

次の事項を記載する。

測点、距離、追加距離、地盤高、計画高、切取盛土高、勾配、縦断曲線に関する諸数値、各種構造物の名称及び形状寸法とその数値。
- 5 道路横断面図（縮尺：100 分の 1 以上）
 - (1) 開発区域の境界を赤色で明示する。
 - (2) 次の事項を記載する。
中心線及び地盤線、施工基面、路幅、側溝及び土工の法、擁壁及びブロック積の形状。
 - (3) 残置森林及び造成森林について明示する。
 - (4) 標準横断面図に舗装構成及び構造物、切土、盛土部の勾配を明示する。
- 6 道路構造物詳細図（縮尺：50 分の 1 以上 20 分の 1 以下）

正面図、側面図を作成する。
- 7 防災計画図（造成計画平面図と同縮尺）
 - (1) 開発区域の境界を赤色で明示する。
 - (2) 各防災施設の開発前、開発後の集水区域を明示するとともに各区域の面積、許容放流量等を記載する。
 - (3) 計画図に堰堤、沈砂池、貯水池、調整池等を明示し凡例をつける。
- 8 防災施設の詳細図（縮尺：任意）
 - (1) 沈砂池、貯水池、調整池等の各施設について、平面図、正面図及び側面図を作成する。
 - (2) (1)以外の各施設については正面図、側面図を作成する。
 - (3) 切土、盛土の各最大部について横断面図を作成する。
- 9 排水施設計画平面図（造成計画平面図と同縮尺）
 - (1) 開発区域の境界を赤色で明示する。
 - (2) 各排水施設構造物を明記するとともに数量及び構造を記載する。
 - (3) 集水区域を明記するとともに各区域の面積、流量、洪水量等を記載する。
 - (4) 下流河川までの改修計画のある場合、それを明記するとともに数量及び構造を記載する。
 - (5) 汚水処理場、ポンプ場の位置を明示し凡例をつける。
- 10 排水施設の詳細図（縮尺：50 分の 1 以上 20 分の 1 以下）

排水施設の呑口、吐口の詳細図及び既設河川への取付詳細図。
- 11 空中写真
開発区域の境界、撮影年月日及び縮尺を明記する。

○ゴルフ場

- 1 造成計画平面図（縮尺：2,500 分の 1 以上）
 - (1) 開発区域の境界を赤色で、開発行為に係る森林の区域の境界を茶色で明示する。
 - (2) 次の事項を色分けして凡例をつけること。
コースレイアウト、道路、擁壁、石積、堰堤、避難小屋、クラブハウス、駐車場、沈砂池、貯水池、調節池、残置森林、造成森林等。
 - (3) 河川名、溪流名を記入する。
 - (4) 造成計画断面図の測定位置を明記する。
- 2 造成計画断面図（縮尺：1,000 分の 1 以上）
 - (1) 測点間隔は各ホールごとに 20m を原則とする。
 - (2) 開発区域の境界を赤色で、開発行為に係る森林の区域の境界を茶色で明示する。
 - (3) 残置森林及び造成森林を明示する。
 - (4) 各ホールごとの縦断面図（縦 200 分の 1、横 1,000 分の 1）に測点、距離、通加距離、地盤高、計画高、切土高、盛土高、勾配を明記する。
 - (5) 横断面図は、縦横 500 分の 1 にて隣接したコースを明記するとともに残置森林及び造成森林を明示する。
- 3 切盛土計画平面図（造成計画平面図と同縮尺）

切土（黄色）、盛土（赤色）の施工区域を着色するとともに土量及び土の運搬方向を明示する。
- 4 道路計画平面図（縮尺：1,000 分の 1 以上）

次の事項を記載する。
計画道路の中心線、I P 及びその曲線に関する諸数値、BM の位置及びその数値、各種構造物の位置、凡例等。
- 5 道路縦断面図（縮尺：縦 100 分の 1、横 1,000 分の 1）

次の事項を記載する。
測点、距離、通加距離、地盤高、計画高、切取盛土高、勾配、縦断曲線に関する諸数値、各種構造物の名称及び形状寸法とその数値。
- 6 道路横断面図（縮尺：100 分の 1 以上）
 - (1) 開発区域の境界を赤色で明示する。
 - (2) 次の事項を記載する。
中心線及び地盤線、施工基面、路幅、側溝及び土工の法、擁壁及びブロック積の形状。
 - (3) 残置森林及び造成森林について明示する。
 - (4) 標準横断面図に舗装構成及び構造物、切土、盛土部の勾配を明示する。
- 7 道路構造物詳細図（縮尺：20 分の 1 以上）

正面図、側面図を作成する。
- 8 防災計画図（造成計画平面図と同縮尺）
 - (1) 開発区域の境界を赤色で明示する。
 - (2) 各防災施設の開発前、開発後の集水区域を明示するとともに各区域の面積、許容放流量等を記載する。
 - (3) コースレイアウト図に堰堤、沈砂池、貯水池、調整池等を明示し凡例をつける。
- 9 防災施設の詳細図（縮尺：任意）
 - (1) 沈砂池、貯水池、調整池等の各施設について、平面図、正面図及び側面図を作成する。
 - (2) (1) 以外の各施設については正面図、側面図を作成する。
 - (3) 切土、盛土の各最大部について横断面図を作成する。
 - (4) 地質調査結果を正面図に明示する。
- 10 排水施設計画平面図（造成計画平面図と同縮尺）
 - (1) 開発区域の境界を赤色で明示する。
 - (2) 各排水施設構造物を明記するとともに数量及び構造を記載する。
 - (3) 集水区域を明記するとともに各区域の面積、流量、洪水量等を記載する。
 - (4) 下流河川までの改修計画のある場合、それを明記するとともに数量及び構造を記載する。
 - (5) 污水处理場、ポンプ場の位置を明示し凡例をつける。
- 11 排水施設の詳細図（縮尺：50 分の 1 以上 20 分の 1 以下）

排水施設の呑口、吐口の詳細図及び既設河川への取付詳細図。

12 空中写真

開発区域の境界、撮影年月日及び縮尺を明記する。

○太陽光発電設備

1 造成計画平面図（縮尺：2,500 分の 1 以上）

- (1) 開発区域の境界を赤色で、開発行為に係る森林の区域の境界を茶色で明示する。
- (2) 次の事項を色分けして凡例をつけること。
太陽光パネル、道路、擁壁、石積、堰堤、沈砂池、貯水池、調節池、残置森林、造成森林等。
- (3) 河川名、溪流名を記入する。
- (4) 造成計画断面図の測定位置を明記する。

2 造成計画断面図（縮尺：1,000 分の 1 以上）

- (1) 開発区域の境界を赤色で、開発行為に係る森林の区域の境界を茶色で明示する。
- (2) 残置森林及び造成森林を明示する。
- (3) 各段面の縦断面図（縦 200 分の 1、横 1,000 分の 1）に測点、距離、通加距離、地盤高、計画高、切土高、盛土高、勾配を明記する。
- (4) 横断面図は、縦横 500 分の 1 にて太陽光パネル等を明記するとともに残置森林及び造成森林を明示する。

3 切盛土計画平面図（造成計画平面図と同縮尺）

切土（黄色）、盛土（赤色）の施工区域を着色するとともに土量及び土の運搬方向を明示する。

4 道路計画平面図（縮尺：1,000 分の 1 以上）

次の事項を記載する。

計画道路の中心線、I P 及びその曲線に関する諸数値、BM の位置及びその数値、各種構造物の位置、凡例等。

5 道路縦断面図（縮尺：縦 100 分の 1、横 1,000 分の 1）

次の事項を記載する。

測点、距離、通加距離、地盤高、計画高、切取盛土高、勾配、縦断曲線に関する諸数値、各種構造物の名称及び形状寸法とその数値。

6 道路横断面図（縮尺：100 分の 1 以上）

- (1) 開発区域の境界を赤色で明示する。
- (2) 次の事項を記載する。
中心線及び地盤線、施工基面、路幅、側溝及び土工の法、擁壁及びブロック積の形状。
- (3) 残置森林及び造成森林について明示する。
- (4) 標準横断面図に舗装構成及び構造物、切土、盛土部の勾配を明示する。

7 道路構造物詳細図（縮尺：20 分の 1 以上）

正面図、側面図を作成する。

8 防災計画図（造成計画平面図と同縮尺）

- (1) 開発区域の境界を赤色で明示する。
- (2) 各防災施設の開発前、開発後の集水区域を明示するとともに各区域の面積、許容放流量等を記載する。
- (3) 計画図に太陽光パネル、堰堤、沈砂池、貯水池、調整池等を明示し凡例をつける。

9 防災施設の詳細図（縮尺：任意）

- (1) 沈砂池、貯水池、調整池等の各施設について、平面図、正面図及び側面図を作成する。
- (2) (1) 以外の各施設については正面図、側面図を作成する。
- (3) 切土、盛土の各最大部について横断面図を作成する。

10 排水施設計画平面図（造成計画平面図と同縮尺）

- (1) 開発区域の境界を赤色で明示する。
- (2) 各排水施設構造物を明記するとともに数量及び構造を記載する。
- (3) 集水区域を明記するとともに各区域の面積、流量、洪水量等を記載する。
- (4) 下流河川までの改修計画のある場合、それを明記するとともに数量及び構造を記載する。

11 排水施設の詳細図（縮尺：50 分の 1 以上 20 分の 1 以下）

排水施設の呑口、吐口の詳細図及び既設河川への取付詳細図。

12 空中写真

開発区域の境界、撮影年月日及び縮尺を明記する。

○土石等の採掘

1 採掘計画平面図（縮尺：500 分の 1 又は 1,000 分の 1）

- (1) 開発区域の境界を赤色で、開発行為に係る森林の区域の境界を茶色で明示する。
- (2) 次の事項を色分けして凡例をつける。
道路、擁壁、石積、堰堤、沈砂池、残置森林等。
- (3) 縦横断測点、基準とした BM（控杭）の位置及び標高。
- (4) 縦断面図、横断面図の測定位置を明示する。

2 縦断面図（縮尺：縦 100 分の 1 又は 200 分の 1、横は採掘計画平面図と同縮尺）

- (1) 開発区域の境界を赤色で、開発行為に係る森林の区域の境界を茶色で明示する。
- (2) 地盤高、掘削計画敷高ならびに掘削深を明記する。
- (3) その他根固天端線、工作物の位置等、可能な限り詳細に記載のこと。
- (4) 測点間隔は 2 0 m を原則とする。

3 横断面図（縮尺：200 分の 1 又は 500 分の 1）

- (1) 開発区域の境界を赤色で、開発行為に係る森林の区域の境界を茶色で明示する。
- (2) 測点地盤高ならびに掘削深を明記する。
- (3) 石積等の工作物について、その名称、規格寸法を図示する。
- (4) 各測点における切取断面図（小数点以下 1 位止）及び切取法面勾配を記載する。

4 災害防止に必要な施設計画図（縮尺：任意）

土石等の採掘に伴う土砂流出等の予想される災害防止に必要な施設計画図（堰堤、護岸、水路、沈砂池、編柵工等の計画平面図、構造図、仕様図等）を添付する。

5 土捨場図面

残土処理のある場合は、土捨場の位置図及び平面図、縦横断面図

6 緑化・植栽仕様図（縮尺：20 分の 1 以上）

法面緑化、樹木植栽の仕様図

7 現場写真

開発区域が全体的に観察できる現場写真とし、事業区域を点線で囲む。

8 採掘跡地利用計画平面図（採掘計画平面図と同縮尺）

次の事項を色分けして凡例をつける。

植栽区域、緑化区域、残置森林、沈砂池、水路、防護柵等。

Ⅲ 様 式

(森林法施行規則第4条の申請書の様式)

林 地 開 発 許 可 申 請 書

年 月 日

群馬県知事

宛て

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により、許可を申請します。

開発行為に係る森林 の所在場所	市 町 大字 字 地番 郡 村
開発行為に係る森林 の土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手予定 年月日	
開発行為の完了予定 年月日	
開発行為の施行体制	
備考	

注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として少数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

(変更手続の際に使用)

林 地 開 発 変 更 経 緯 表

区 分	当初許可	第1回 変更届	第1回 変更許可	今回変更内容	比較増減
許可・変更届 出年月日 (許可番号)					
事業区域面積	ha	ha	ha	ha	ha
開発行為を しようとする 森林面積	ha	ha	ha	ha	ha
開発行為に 係わる 森林面積	ha	ha	ha	ha	ha
残置森林面積 (残置森林率)	ha	ha	ha	ha	ha
造成森林面積 (森 林 率)	ha	ha	ha	ha	ha
防 災 施 設					

※ 本申請又は本届出までの全ての変更許可（届出を含む）の経緯を記載する。
比較増減は、直近許可対比とする。

様式第 1 号（規格 A 4 ・ A 3 ）（申請書目次 2）

地 番 明 細 表

1 土地の所在場所一覧表
（1）開発行為をしようとする森林
市町村名[]

[単位：ha]

土地登記簿			地目	面積	現況 地目	現況 面積	開 発 行 し と 面 積 ①＋②	所有者		用 地 を 使 用 す る 権 利 （ 取 得 済 ） の 種 類	排 除 を 要 す る 権 利 (全)		開 発 行 為 に 係 る 森 林 面 積 ①	残 置 森 林 面 積 ②	造 成 森 林 面 積 ③	備 考
所在場所											種 類	取得 状況				
大字	字	地番						氏名	住所							
計																

（2）開発行為をしようとするその他の土地（森林法第 5 条に定める地域森林計画対象民有林、保安林以外の土地）
市町村名[]

[単位：ha]

土地登記簿			地目	面積	現況 地目	現況 面積	開 発 行 し と 面 積 ①＋②	所有者		用 地 を 使 用 す る 権 利 （ 取 得 済 ） の 種 類	排 除 を 要 す る 権 利 (全)		開 発 行 為 に 係 る 土 地 の 面 積 ①	残 置 す る 土 地 の 面 積 ②	造 成 森 林 面 積 ③	備 考
所在場所											種 類	取得 状況				
大字	字	地番						氏名	住所							
計																

- （注） 1 「用地を使用する権利の種類（取得済み）」の欄は該当するものを記載する。
2 「排除を要する権利（全）」の「種類」の欄は該当するものを記載し、「取得状況」の欄は○又は×で明示する。
3 残置森林のうち 1 5 年生以下のものは備考欄に林齢を記入すること。ただし、工場・事業場、住宅団地の造成、土石等の採掘の場合は除く。
4 保安林は、（ ）外書きとする。
5 ③は、①の内数となる。
6 面積は、小数第 4 位まで記載する。
7 変更許可申請の場合、各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の 2 段書きとする。

用途別一覧表

[単位：ha]

区分 地目	筆数	面積	転用				造成森林				開発行為に係る 森林面積	開発行為に係る 土地面積	残置森林面積	残置する土地面積
		開発行為をしようとする面積				小計				小計				
(1) 開発行為をしようとする森林の用途別面積														
山林	筆													
保安林	筆													
小計 ④	筆	①+②+③				①				②	①+②		③	
(2) 開発行為をしようとするその他の土地の用途別面積														
小計 ⑤	筆	①'+②'+③'				①'				②'		①'+②'		③'
(3) 合計														
合計 (④+⑤)	筆													
(注) 1 地目は、不動産登記法第14条に定める土地登記簿に登載されているものとする。 2 転用・造成森林の欄は、土石採取地、ゴルフ場用地、進入路用地等の例により記載する。 3 面積は、小数第4位まで記載する。 4 変更許可申請の場合、各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の2段書きとする。														

[illegible]

※変更許可申請の場合、各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の2段書きとする。

周辺地域における住宅農道 道路公園その他の施設の状 況					
当該森林の水源かん養機能 に依存する地域の水需用の 状況	・飲料水源及びその他の生活水源の有無 ・防火用水等に関する利用の有無 ・漁業関係施設の有無 ・水源に依存する農地の有無				
周辺地域の自然環境及び生 活環境の状況					
事業区域内の用地取得等の 状況		全 体		森 林	
		筆 数	人 数	筆 数	人 数
	所 有 権	筆	人	筆	人
	賃貸借等	筆	人	筆	人
	同 意 済	筆	人	筆	人
	未 同 意	筆	人	筆	人
	計	筆	人	筆	人
事業区域内の所有権以外の 権利についての同意状況		全 体		森 林	
		筆 数	人 数	筆 数	人 数
	同 意 済	筆	人	筆	人
	未 同 意	筆	人	筆	人
	計	筆	人	筆	人
隣接土地所有者の同意状況		筆 数		人 数	
	同 意 済	筆		人	
	未 同 意	筆		人	
	計	筆		人	

(注) 「森林」は地番明細表の1の(1)、また、「全体」は同表の1の(1)と(2)を合わせたものに係るものを指す。

※変更許可申請の場合、各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書(上段)の2段書きとする。

開発行為により影響を受ける者	影響を受ける者及び同意書等の有無及び同意年月日（森林組合・地区代表者・水利組合・土地改良区・漁業権を有するもの等）					
他法令等の許認可状況	（都市計画法・大規模条例、農地法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土石採取関係法、国有財産法、道路法、自然公園法、環境影響評価等）					
工区区分等の内容 （開発行為をしようとする区域でとらえる）	区 分	全体計画	期 別 計 画			
			第 1 期 (令 回)	第 2 期	第 期	第 期
	施設の規模					
	面 積					
工事施工者	住 所	TEL () —				
	氏 名					
周辺地域の森林施業に対する配慮						
周辺地域の住民の生活及び産業活動への配慮						
法令による登録等						
（注） 法令による登録等の欄は、宅地建物取引業法（昭和 2 7 年法律第 1 7 6 号）による免許、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）による建設登録、採石法、砂利採取法による登録等について記載すること。						

※変更許可申請の場合、各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の 2 段書きとする。

事業経費内訳書		(単位：万円)
収 入		
種類又は名称	金 額	備 考
自己資金		
借入金		借入先等
その他		
計		
支 出		
費 目	金 額	備 考
用地取得費		立木補償費含
災害防止施設費		
土木工事費		
建築工事費		
公共施設費		
その他		
計		
(注) 1 各費目の内容は次に示すものとする。 (1) 災害防止施設費：調節池工事費、沈砂池工事費、擁壁工事費、排水工事費等 (2) 土木工事費：準備費、伐採・伐根工事費、土工事費、整地・造成工事費、張芝工事費、道路工事費、給水工事費、植栽工事費、付帯設備工事費、雑工事費等 (3) 建築工事費：クラブハウス新築工事費、管理棟他工事費等 (4) 公共施設費：県道拡幅工事費、下流河川改修工事費等 (5) その他：会員権販売経費、諸経費（事務費等）、予備費等 2 土石等の採掘の場合、支出の項目は「用地補償費」・「災害防止施設費」・「採掘費」・「その他」とすることができる。		

※変更許可申請の場合、各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の2段書きとする。

開発行為に関する計画書（2）

設計方針及び防災計画	工法	切土	盛土
	法面の勾配等	切土：（土質記入）（1： ）	最大切土高 m
		盛土：（土質記入）（1： ）	最大切土高 m
	小段の設置	切土：直高 m以内毎に幅 mの小段を設置	
		盛土：直高 m以内毎に幅 mの小段を設置	
	法面保護等	法面排水施設の設置（位置・規格等）、法面保護工（工法、施行時期等）	
	構造物の設置	擁壁等構造物の設置箇所・構造	
	土工量	切土量： m ³ （残土量： m ³ 土量計算の方法：	盛土量： m ³ 残土処理法（ ）
	防災施設等	流出土砂量の算定方法 防災施設（仮設）の工種、数量	
	雨水排水施設等	雨水流出量 算定式： 設置箇所： 設計降雨強度式 流出処理方法： （ 地区 年確率降雨）	
洪水調節池 （洪水調整池）	設計降雨強度式： （ 地区 年確率降雨） 調節容量： m ³ 堆砂量： m ³ 農業用水量： m ³ その他： m ³ 洪水調節池箇所数： 構造の概要： ※数量の多い場合、別紙とする。		
	防災施設の 維持管理方法	※開発行為の施行中及び開発完了後の維持管理方法について記載すること。	
水の確保	水量の確保		
	水質悪化の防止		
事業区域内に計画する森林等の内容	残置森林	残置森林に係る権利	（有・無）
		管理計画	
		位置	（周辺部・ホール間・団地間等）に配置する。
		幅	
	造成森林 （緑地を含む）	造成方法	表土の復元方法 造成森林の計画内容（樹高、密度、樹種）
		管理計画	
		位置	（周辺部・ホール間・団地間等）に配置する。
		幅	
	総合	保全管理の方法、協定等の名称、根拠法令等、管理予定者、景観の維持対策	

※変更許可申請の場合、各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の2段書きとする。

工程表（進捗状況表）

[開発行為施行期間															ヵ月間]		構成比	進捗率	備考
工 種	年																		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	(%)	(%)					
準備																			
測量																			
伐採・伐根																			
防災工事																			
土工事																			
整地造成工事																			
張芝工事																			
排水工事																			
道路工事																			
給水工事																			
植栽工事																			
建築工事																			
土・石・砂利採掘工事																			
残整理																			
計										全体進捗率						%			

（注）1 本表は、工程表及び進捗状況表として使用し、開発行為施行期間は開発行為に係る工期を月単位で記載する。

（1）再開届及び期間延長届に添付の工程表として使用する場合は、変更前を黒書、変更後を朱書（上段）の2段書きとする。

（2）進捗状況表として使用する場合は、現在の許可内容を黒書、進捗状況を朱書（上段）の2段書きとする。

2 申請の開発行為が大規模かつ長期にわたる計画の一部である場合は、全体計画の工程表と期別の工程表を作成すること。

3 構成比及び進捗率は、事業費によること。

連絡先	申請者（担当者）	TEL（ ）－	
	林地開発許可申請書作成の責任者	住 所 氏 名	TEL（ ）－

保証書

収入印紙

年 月 日

群馬県知事

宛て

連帯保証人 住 所

氏 名

印

〔法人にあっては、その所在
地、名称及び代表者の氏名〕

連帯保証人 住 所

氏 名

印

〔法人にあっては、その所在
地、名称及び代表者の氏名〕

〇〇〇〇（連帯保証人）は、◇◇◇◇（以下「開発事業者」という。）が、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定により林地開発許可（変更許可を含む。）を受け、下記による林地開発行為を行うにあたり、行為者が当該開発行為の遂行ができなくなった場合は、〇〇〇〇（連帯保証人）の責において、当該開発許可地を適正に森林へ復旧することを連帯して保証します。

記

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 番地 郡 村 他 筆
開 発 行 為 に 係 る 森林の土地の面積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	

- （注） 1 連帯保証人の印鑑証明書を添付のこと。
2 採石工業組合が連帯保証人の場合、これを1名とすることができる。
3 面積は小数第4位まで記載する。
4 開発事業者と同一の代表取締役を有する法人は連帯保証人にならないものとする。

工事誓約書

年 月 日

群馬県知事

宛て

私は、〇〇〇〇（開発事業者）が、△△△△（開発行為場所）において行う◇◇◇◇（開発行為の目的）にあたっては、下記のことについて責任を負うことを誓約します。

記

- 1 群馬県の指導に従い、誠実に開発に係る工事を完成させること。
- 2 万一、工事を中断せざるを得ない事態に至った場合には、群馬県の指導に従い、防災及び当該森林の適正な復旧等必要な措置を講ずること。

工事施工者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、その所在
地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日

群馬県知事

宛て

開発事業者 住所

氏名

〔法人にあつては、その所在
地、名称及び代表者の氏名〕

残置森林等の保全に関する協定について
このことについて、別添（写し）のとおり締結しました。

（注）協定書写添付

残置森林等の保全に関する協定書

〇〇〇〇（開発行為をしようとする区域を含む地方公共団体名を記入。以下「甲」という。）と、開発事業者□□□□（開発事業者名を記入。以下「乙」という。）は、△△市・町・村大字△△字△△ ▽▽番地 外▽筆（開発行為場所を記入。）において計画している◇◇◇◇（開発事業名を記入。）において、残置又は造成する森林（以下「残置森林等」という。）について、下記のとおり協定を締結する。

記

第1 乙は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の当該許可に係る開発事業計画書に基づき、残置森林等の維持管理にあたっては、当該地域森林計画に定められた施業要件に従って適切な保全を図るものとし、残置森林等の維持管理計画書（別記様式）を開発行為完了時に群馬県知事に提出する。

第2 前項の規定は、当該地域が地域森林計画の対象外となった場合にも準用するものとする。

第3 乙は、残置森林等に係る権原を他に譲渡しないものとする。ただし、やむを得ず譲渡する場合は、あらかじめ甲に協議し了解を得るものとし、この協定事項を譲受人に承継する。

*その他必要な事項を追加すること。

*別荘地の造成・住宅団地の造成以外の場合にこの様式を用いる。

年 月 日

甲

印

乙 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、その所在
地、名称及び代表者の氏名〕

残置森林等の保全に関する協定書（別荘地の造成・住宅団地の造成）

〇〇〇〇（開発行為をしようとする区域を含む地方公共団体名を記入。以下「甲」という。）と、開発事業者□□□□（開発事業者名を記入。以下「乙」という。）は、△△市・町・村大字△△字△△ 〇〇番地 外〇筆（開発行為場所を記入。）において計画している◇◇◇◇（開発事業名を記入。）において、残置又は造成する森林（以下「残置森林等」という。）について、下記のとおり協定を締結する。

記

第1 乙は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の当該許可に係る開発事業計画書に基づき、残置森林等の維持管理にあたっては、当該地域森林計画に定められた施業要件に従って適切な保全を図るものとし、残置森林等の維持管理計画書（別記様式）を開発行為完了時に群馬県知事に提出する。

第2 前項の規定は、当該地域が地域森林計画の対象外となった場合にも準用するものとする。

第3 乙は、残置森林等に係る権原を他に譲渡しないものとする。ただし、やむを得ず譲渡する場合は、あらかじめ甲に協議し了解を得るものとし、この協定事項を譲受人に承継する。

第4 乙は、別荘分譲に際して、建ぺい率30%以内とすることを条件として売買契約を締結するものとする。

第5 乙は、別荘分譲にあたっては、その期間並びに売買契約条項を甲に届け出るものとする。

*その他必要な事項を追加すること。

年 月 日

甲

印

乙 住 所
氏 名

印

〔法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名〕

(別記様式)

残置森林等の維持管理計画書

年 月 日

群馬県知事

宛て

開発事業者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

林地開発行為が完了したので、下記の残置森林等の維持管理計画により、残置森林の整備及び造成森林の保育等を行います。

記

- 1 許可年月日及び番号 年 月 日 群馬県指令○第○○-○号
- 2 開発行為に係わる森林の所在場所
- 3 開発行為の目的及び名称
- 4 維持管理計画
 - (1) 残置森林
(残置森林の保護や除間伐等の保育計画について記載)
 - (2) 造成森林
(補植や下刈り等の保育計画について記載)

(注) 1 市町村森林整備計画に基づく維持管理計画であること。

当該開発行為により影響を受ける者の同意書（地区代表者用）

開発事業者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

開発行為の目的

開発行為に係る
森林の所在場所

上記に係る開発行為の施工について、地区代表者として異議なく同意します。

同意年月日	同意権者の住所、氏名及び連絡先		
	自治会名		
	住 所	市町村（大字）	番地
	氏 名	印	
	電話番号		

※同意内容について群馬県が確認を行う場合があります。

電話番号欄は、平日の昼に連絡がとれる番号を記載してください。

当該開発行為により影響を受ける者の同意書（水利権者用）

開発事業者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

開発行為の目的

開発行為に係る
森林の所在場所

上記に係る開発行為の施工について、水利権者として異議なく同意します。

同意年月日	同意権者の住所、氏名及び連絡先 (法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)		
	住 所	市町村（大字）	番地
	氏 名	印	
	電話番号		

※同意内容について群馬県が確認を行う場合があります。

電話番号欄は、平日の昼に連絡がとれる番号を記載してください。

放流に関する同意書

開発事業者 住 所
氏 名 印
(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

開発行為の目的

開発行為に係る
森林の所在場所

上記の開発行為に係る排水を放流することに同意します。

記

- 1 放流場所
- 2 河川等の名称
- 3 放流水の種類

同意年月日	同意権者の住所、氏名及び連絡先 (法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)		
	住 所	市町村（大字） 番地	
	氏 名	印	
	電話番号		

※同意内容について群馬県が確認を行う場合があります。
電話番号欄は、平日の昼に連絡がとれる番号を記載してください。

土地所有者等関係権利者の同意書

開発事業者 住 所
氏 名

印

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

開発行為の目的

上記に係る開発行為の施工について次の土地を使用されることについては、異議なく同意します。

土地の所在場所	権利の種類	同意年月日	権利者の住所氏名	印

- （注） 1 土地の所在場所は地番まで記入すること。
2 権利の種類は、所有権・賃借権・地上権・抵当権等の別に記入すること。
3 1筆に係る所有が共有である場合には、別紙に共有者名簿を添付しそれぞれ押印すること。

隣接土地所有者の同意書

開発事業者 住 所
氏 名 印
(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

開発行為の目的

開発行為に係る
森林の所在場所

上記に係る開発行為の施工について隣接地の所有者として、異議なく同意します。

権利の種類	同意年月日	同意権者の住所、氏名及び連絡先 (法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)	
		住 所	市町村（大字） 番地
		氏 名	印
		電話番号	

※同意内容について群馬県が確認を行う場合があります。
電話番号欄は、平日の昼に連絡がとれる番号を記載してください。

隣接同意に係る土地の所在場所	地 目	摘 要
市町村(大字) 字 番地		

- (注) 1 「開発行為に係る森林の区域」に隣接する事業区域外の土地について作成する。
2 本書は、所有者ごとに作成するものとする。
3 1筆に係る所有が共有である場合には、別紙に共有者名簿を添付しそれぞれ押印すること。

共有者名簿

氏名	住所	持ち分	同意年月日	押印	摘要

森林法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2

(水害防止機能の考え方) について

開発行為により水害を発生させるおそれがある地域が生ずる場合には、当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に相当する機能を有する洪水調整池等を設置すること。

具体的には、開発区域の下流河川等において、開発行為によりピーク流量が1%以上増加し、かつ、現況流下能力が30年確率降雨のピーク流量を流せない場合には洪水調節池等を設置すること。

1. 流域現況図の作成（開発行為の影響範囲の特定）

2万5千分の1地形図を用い土地利用区分（森林、耕地、裸地等）ごとに色分けをした流域現況図を作成する。開発前と開発後の流出係数を比較し、開発によりピーク流量が1%以上増加する範囲を限定する。（開発行為に係わる面積の60～70倍の面積となる。河川の合流部等を調べる。）

1%未満であっても、河川等の管理者が安全に流下させることが出来ないと判断した場合は、その地点も選定する。

2. 下流狭窄部の調査

狭窄部を決定するにあたっては、河川管理者と協議すること。（河川管理者等の資料が得られれば、それを用いても良い。）

（1）各点における流下能力の算出

流速法による $Q = A \times V$

Q ：流下能力（ m^3/s ）

A ：流路断面積（ m^2 ）

V ：平均流速（ m/s ）（マニング式による）

（2）各点における開発前の30年確率降雨により想定されるピーク流量の算出（ Q_{0i30} ）

（3）各点における開発中（後）の30年確率降雨により想定される無調節のピーク流量の算出（ Q'_{0i30} ）

（2）、（3）のピーク流量の算出は合理式法による。

$$Q = f \times r \times A / 360$$

Q ：ピーク流量（ m^3/s ）

f ：流出係数

r ：洪水到達時間内の降雨強度（ mm/h ）

A ：集水面積（ ha ）

・降雨強度式はP.102表-1の適用地域から、別紙-1から別紙-7の確率別継続時間降雨強度曲線を選択適用する。

- ・到達時間（T）は流入時間（t1）と流下時間（t2）の計とする。

$$T = t1 + t2$$

流入時間（t1）……降雨が沢に流入するまでの時間

2万5千分の1の地形図で沢（水色で塗られた沢）の上部の集水面積により、次表から求める。

集水面積（ha）	流入時間（t1）
50ha以下	10分
100ha "	20分
500ha "	30分

流下時間（t2）……降雨が沢の中を下流地点まで流れる時間。ルチハ式による。

$$t2 (\text{min}) = L / W$$

$$W = 1,200 \times (H / L)^{0.6}$$

L：沢の最上流点より、下流地点までの水平距離（m）

H：沢の最上流点より、下流地点までの高低差（m）

- （4）各点において、30年確率降雨により想定されるピーク流量を流下させることができるかどうか検討する。

流下させることができない場合は調整池等を設置する。

3. 開発行為による影響をもっとも強く受ける地点の選定

各点の流下能力（Qj）を越えることとならない洪水調整池からの許容放流量（qj）を算定する。

$$qj = Qj \times a \times fo / (Aj \times Foj)$$

Aj：各地点の集水面積（ha）

Foj：各地点の集水区域の開発前の流出係数

a：洪水調整池等の集水区域の面積（ha）

fo： " の開発前の流出係数

許容放流量の最小の地点が開発行為により影響を最も強く受ける地点である。

4. 調整池容量の計算

$$V = (r_i - r_c / 2) \times t \times f \times a \times 60 / 360$$

$$r_c = q_{pc} \times 360 / (f \times a)$$

V : 必要調整容量 (m³)

f : 開発後の流出係数

a : 流域面積 (ha)

r_c : 調整池下流の流下能力の値に対する降雨強度 (mm/h r)

r_i : 30年確率降雨強度曲線上の任意の継続時間 t_i に対応する降雨強度

t : 任意の継続時間 (min)

q_{pc} : 洪水調整池からの許容放流量 (m³/s)

(「防災調節池等技術基準(案)」(社)日本河川協会編 P.72による)

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例の事前協議の適用を受ける事業については、県の指導に基づく基準により洪水調節池等を設置することとする。

表－１

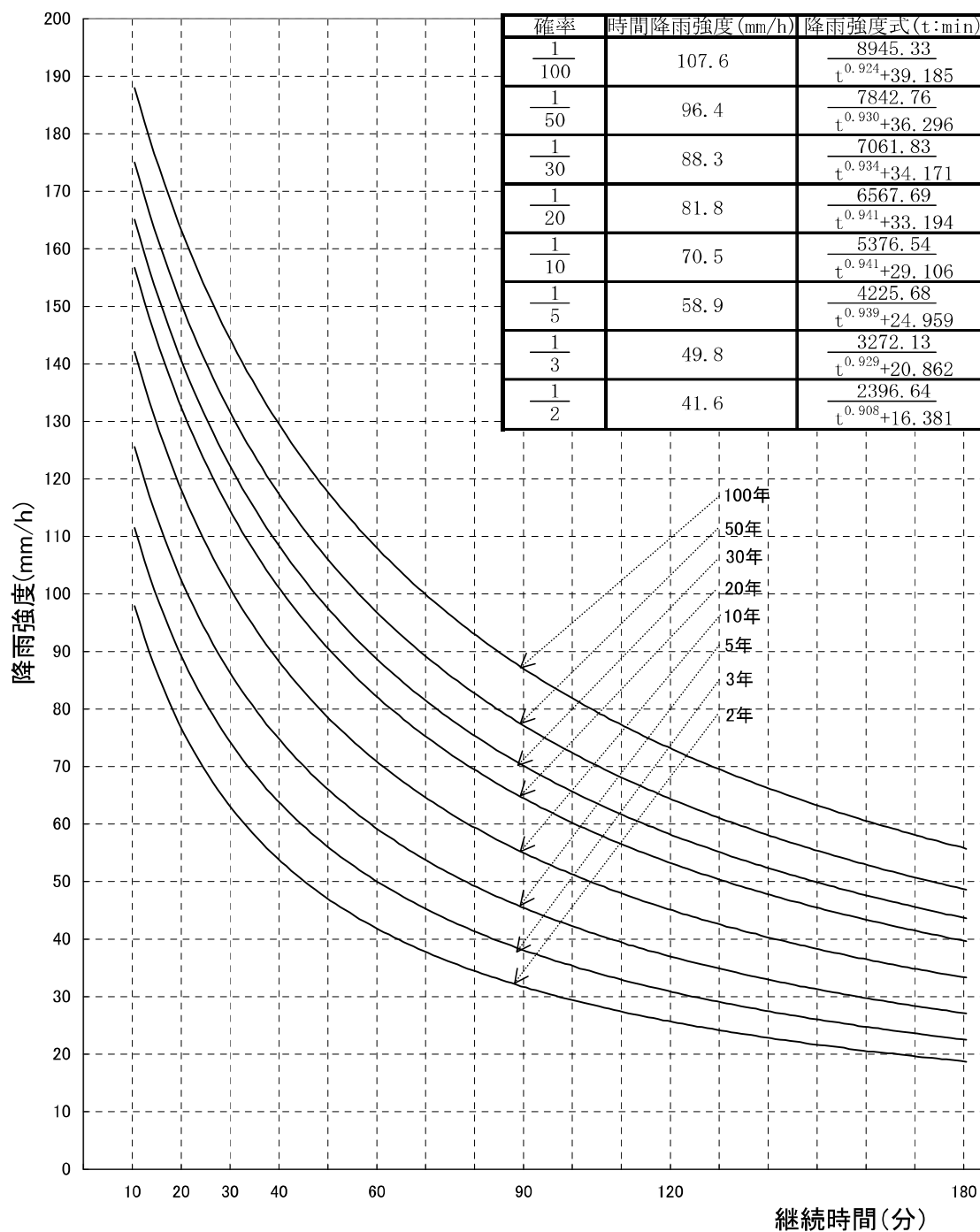
降雨強度曲線 名(市町村数)	適用地域（平成１６年３月時点の市町村名）
前橋（３４）	前橋市、富士見村、宮城村、大胡町、粕川村、渋川市、小野上村、子持村、赤城村、北橘村、吉岡町、榛東村、伊香保町、高崎市、箕郷町、群馬町、榛名町、倉渕村、藤岡市、吉井町、鬼石町、神流町、新町、伊勢崎市、玉村町、赤堀町、佐波東村、境町、桐生市、大間々町、新里村、笠懸町、黒保根村、勢多東村
沼田（８）	沼田市、片品村、利根村、川場村、白沢村、昭和村、月夜野町、高山村
西野牧（８）	富岡市、妙義町、下仁田町、南牧村、甘楽町、安中市、松井田町、上野村
熊谷（３）	明和町、板倉町、尾島町
足利（７）	太田市、藪塚本町、新田町、館林市、大泉町、邑楽町、千代田町
水上（２）	水上町、新治村
草津（７）	中之条町、吾妻町、吾妻東村、六合村、長野原町、草津町、嬭恋村

表－１の適用地域によらない使用方法

適用地域は、過去の雨量観測結果から、雨量データの相関が高い観測地点の降雨強度曲線を使用することとしましたが、市町村毎に分類しているため、地形的要因等により、表－１の適用地域通りの使用が適切でない場合もありますので、このような場合は、他の地域の降雨強度曲線を使用できるものとします。

確率別継続時間降雨強度曲線

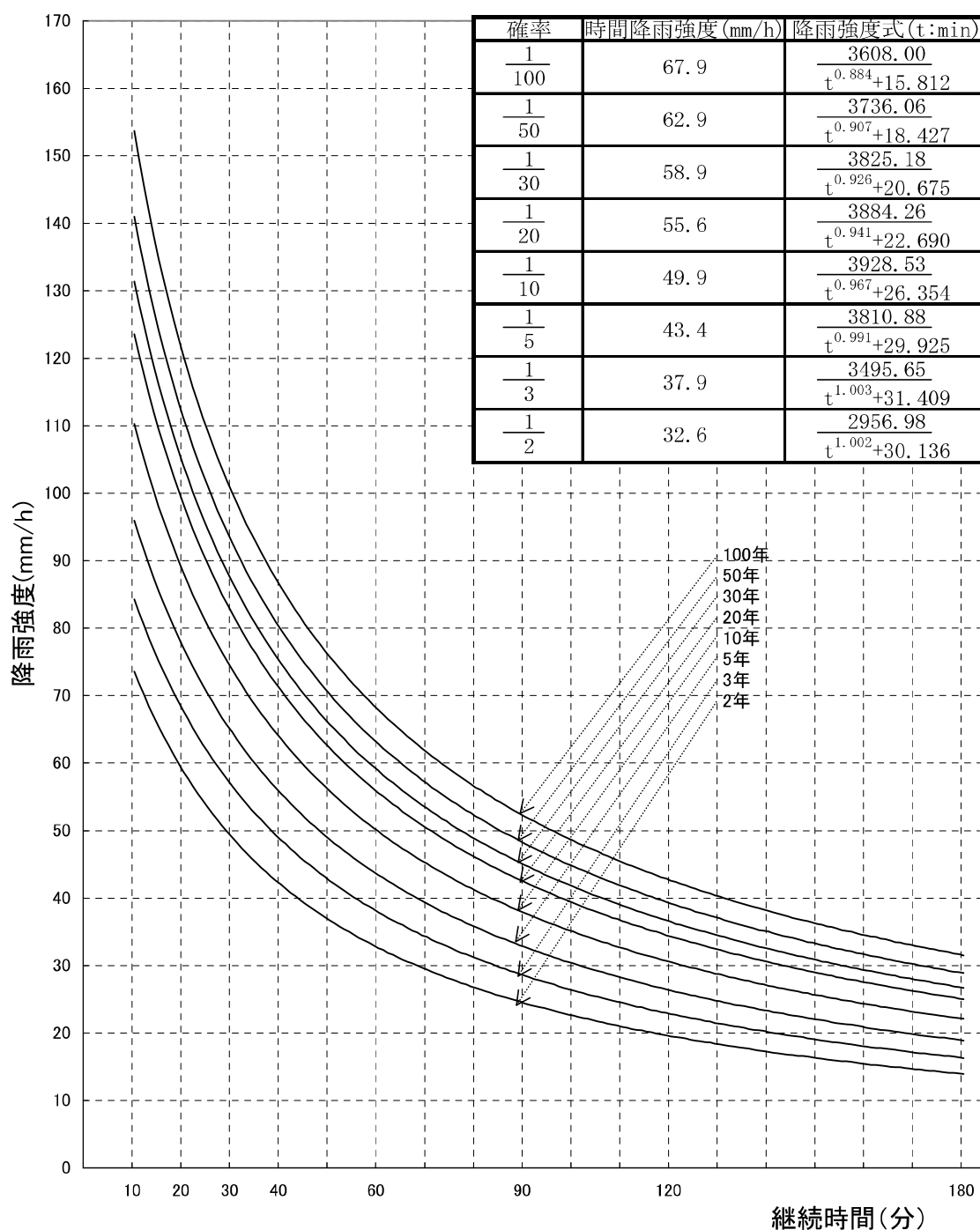
地点：前橋



確率年	10分	20分	30分	40分	60分	90分	120分	180分
2年	97.9	75.9	62.5	53.4	41.6	31.6	25.6	18.7
3年	111.5	88.4	73.7	63.4	49.8	37.9	30.8	22.5
5年	125.6	101.5	85.6	74.3	58.9	45.3	36.9	27.1
10年	142.1	117.2	100.2	87.7	70.5	54.8	45.0	33.3
20年	156.7	131.5	113.7	100.5	81.8	64.3	53.1	39.6
30年	165.1	139.6	121.5	107.8	88.3	69.9	58.0	43.6
50年	175.0	149.4	130.8	116.7	96.4	76.9	64.2	48.6
100年	188.0	162.3	143.5	128.9	107.6	86.7	73.0	55.7

確率別継続時間降雨強度曲線

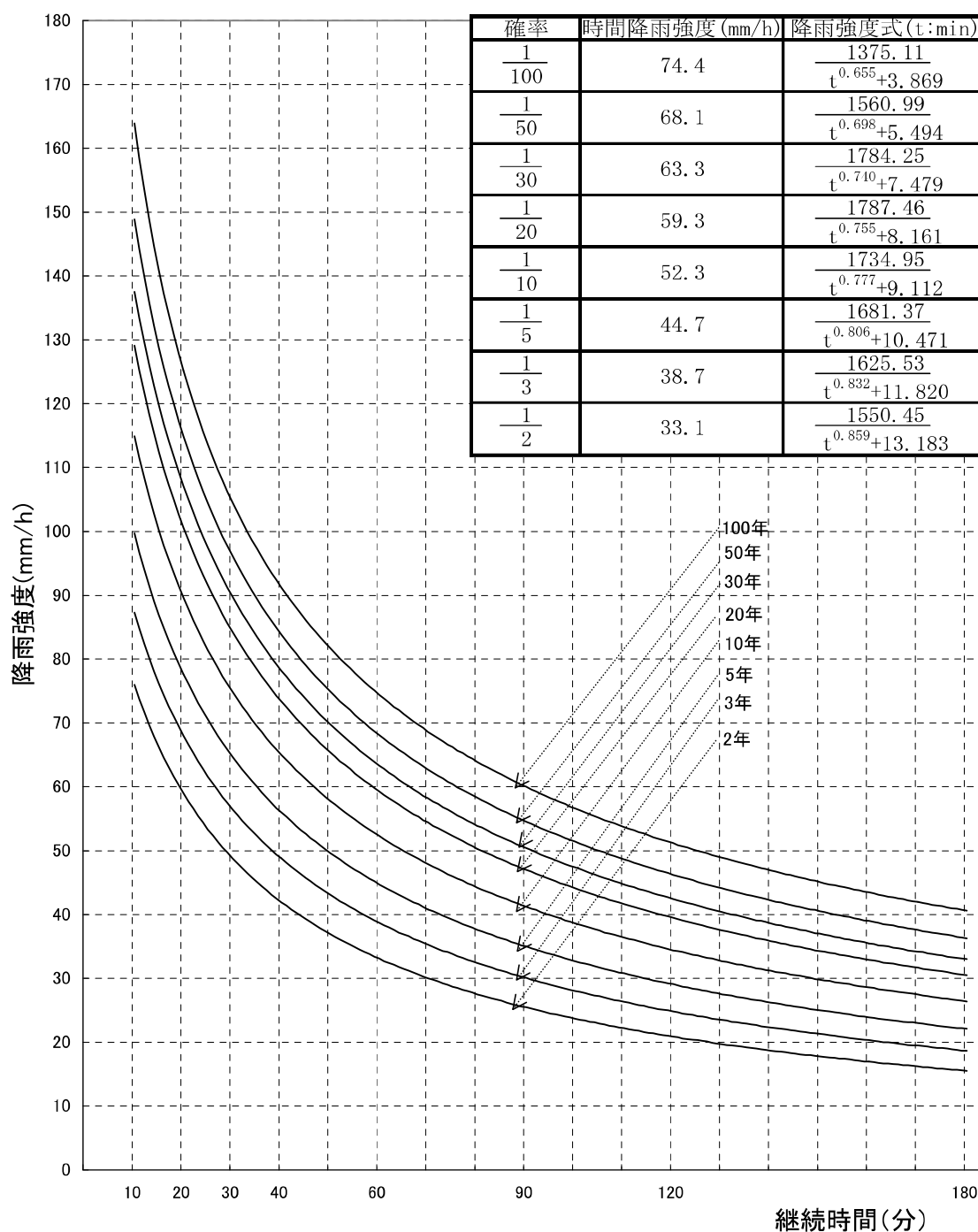
地点：沼田



確率年	10分	20分	30分	40分	60分	90分	120分	180分
2年	73.6	58.8	49.0	42.0	32.6	24.4	19.5	13.9
3年	84.3	67.8	56.6	48.6	37.9	28.5	22.8	16.3
5年	95.9	77.2	64.6	55.5	43.4	32.8	26.3	18.9
10年	110.3	88.3	73.9	63.6	49.9	37.8	30.5	22.1
20年	123.6	98.5	82.2	70.8	55.6	42.4	34.3	25.0
30年	131.4	104.2	86.9	74.8	58.9	44.9	36.5	26.7
50年	141.0	111.3	92.7	79.8	62.9	48.1	39.2	28.9
100年	153.7	120.5	100.1	86.1	67.9	52.1	42.6	31.5

確率別継続時間降雨強度曲線

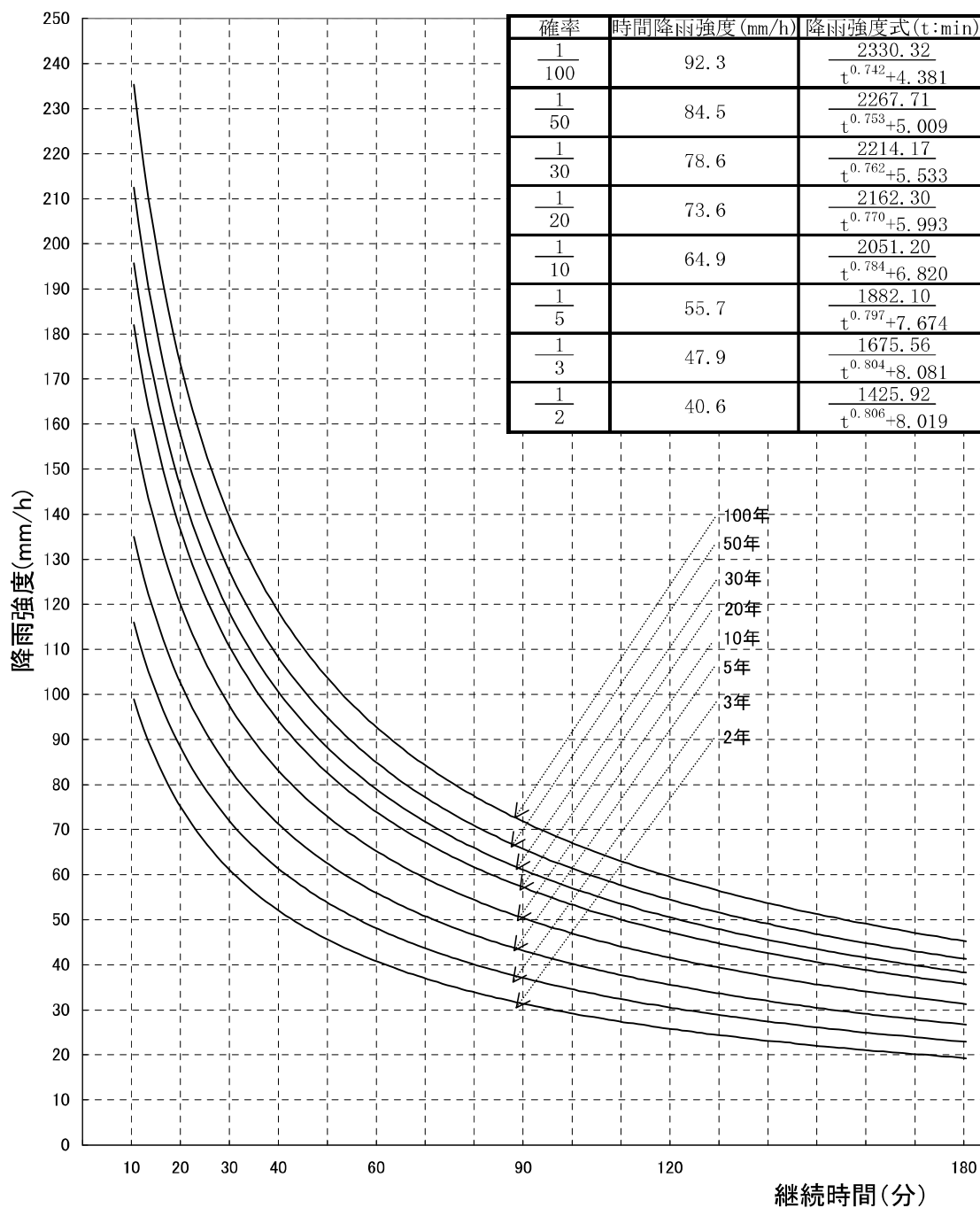
地点：西野牧



確率年	10分	20分	30分	40分	60分	90分	120分	180分
2年	76.0	59.0	48.8	41.9	33.1	25.5	20.9	15.5
3年	87.3	68.0	56.5	48.8	38.7	30.1	24.8	18.7
5年	99.7	77.6	64.7	56.0	44.7	35.0	29.1	22.1
10年	114.9	89.6	74.9	65.0	52.3	41.2	34.4	26.4
20年	129.1	100.6	84.3	73.4	59.3	47.0	39.5	30.5
30年	137.5	107.1	89.8	78.2	63.3	50.4	42.4	33.0
50年	148.9	114.9	96.2	83.8	68.1	54.5	46.2	36.3
100年	163.9	125.2	104.6	91.2	74.4	60.0	51.2	40.6

確率別継続時間降雨強度曲線

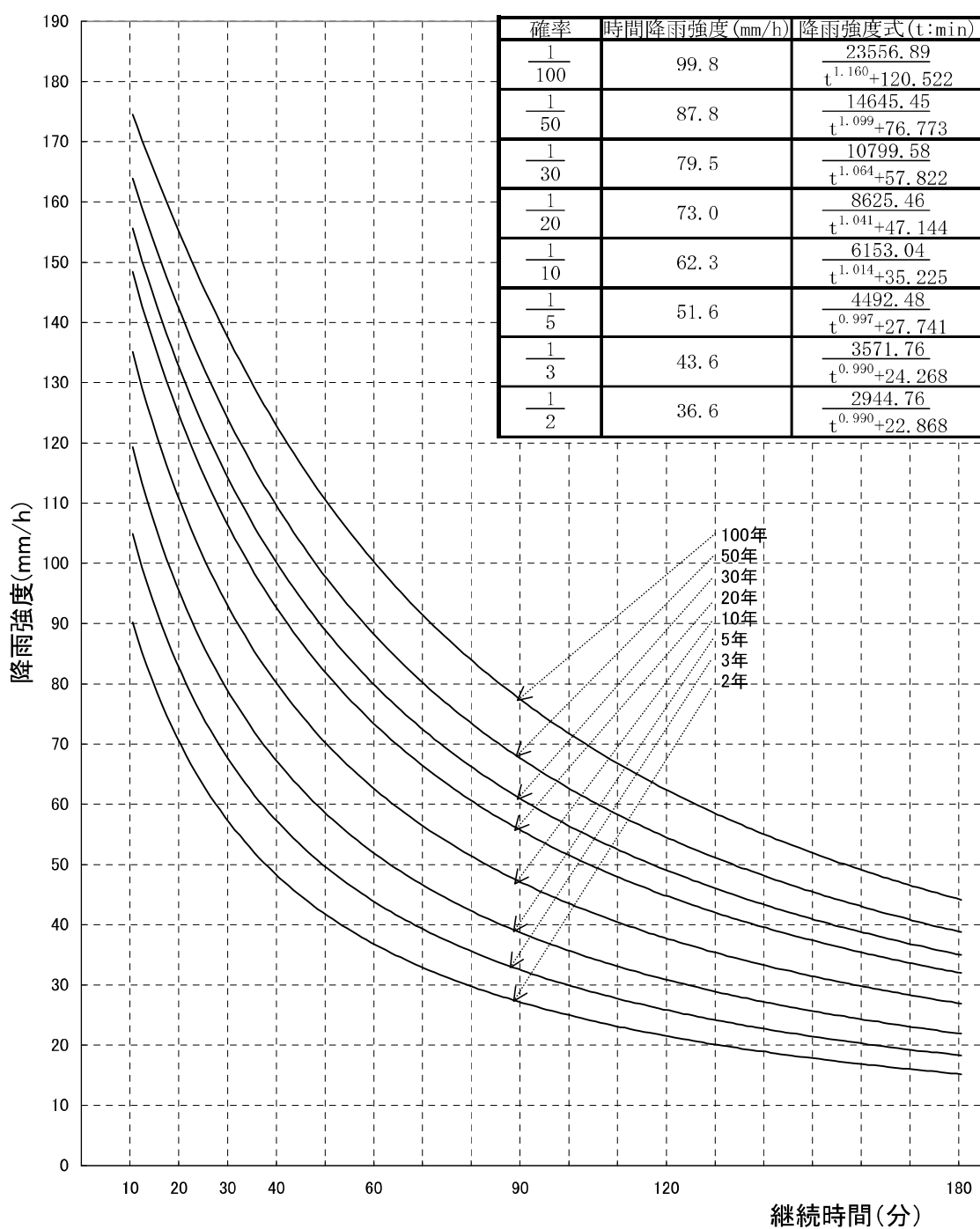
地点：熊谷



確率年	10分	20分	30分	40分	60分	90分	120分	180分
2年	98.9	74.3	60.6	51.7	40.6	31.3	25.7	19.3
3年	116.0	87.3	71.3	60.9	47.9	37.0	30.4	22.9
5年	135.0	101.4	82.9	70.8	55.7	43.0	35.5	26.7
10年	159.0	118.6	96.7	82.5	64.9	50.2	41.5	31.3
20年	182.0	134.9	109.7	93.5	73.6	57.0	47.1	35.7
30年	195.7	144.4	117.2	99.9	78.6	60.9	50.4	38.3
50年	212.5	155.8	126.3	107.5	84.5	65.5	54.3	41.3
100年	235.3	171.2	138.3	117.6	92.3	71.6	59.3	45.2

確率別継続時間降雨強度曲線

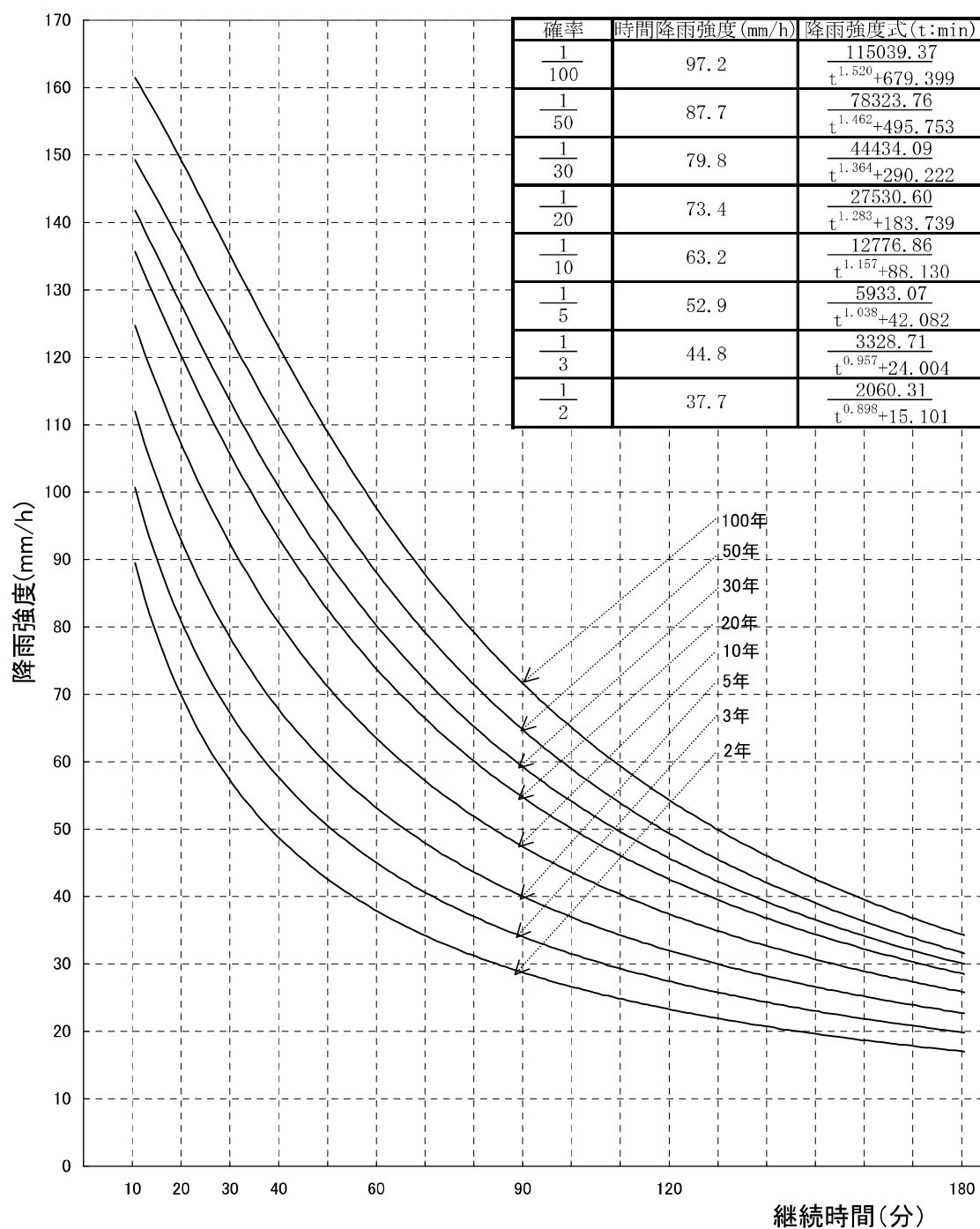
地点：足利



確率年	10分	20分	30分	40分	60分	90分	120分	180分
2年	90.2	69.7	56.8	47.9	36.6	27.0	21.5	15.2
3年	104.9	81.8	67.1	56.9	43.6	32.4	25.8	18.3
5年	119.3	94.5	78.2	66.8	51.6	38.6	30.8	21.9
10年	135.1	109.7	92.3	79.6	62.3	46.9	37.6	26.9
20年	148.4	123.6	105.7	92.1	73.0	55.5	44.7	32.0
30年	155.6	131.6	113.5	99.6	79.5	60.7	48.9	35.0
50年	163.9	141.3	123.3	109.0	87.8	67.4	54.3	38.8
100年	174.5	154.1	136.8	122.2	99.8	77.1	62.2	44.1

確率別継続時間降雨強度曲線

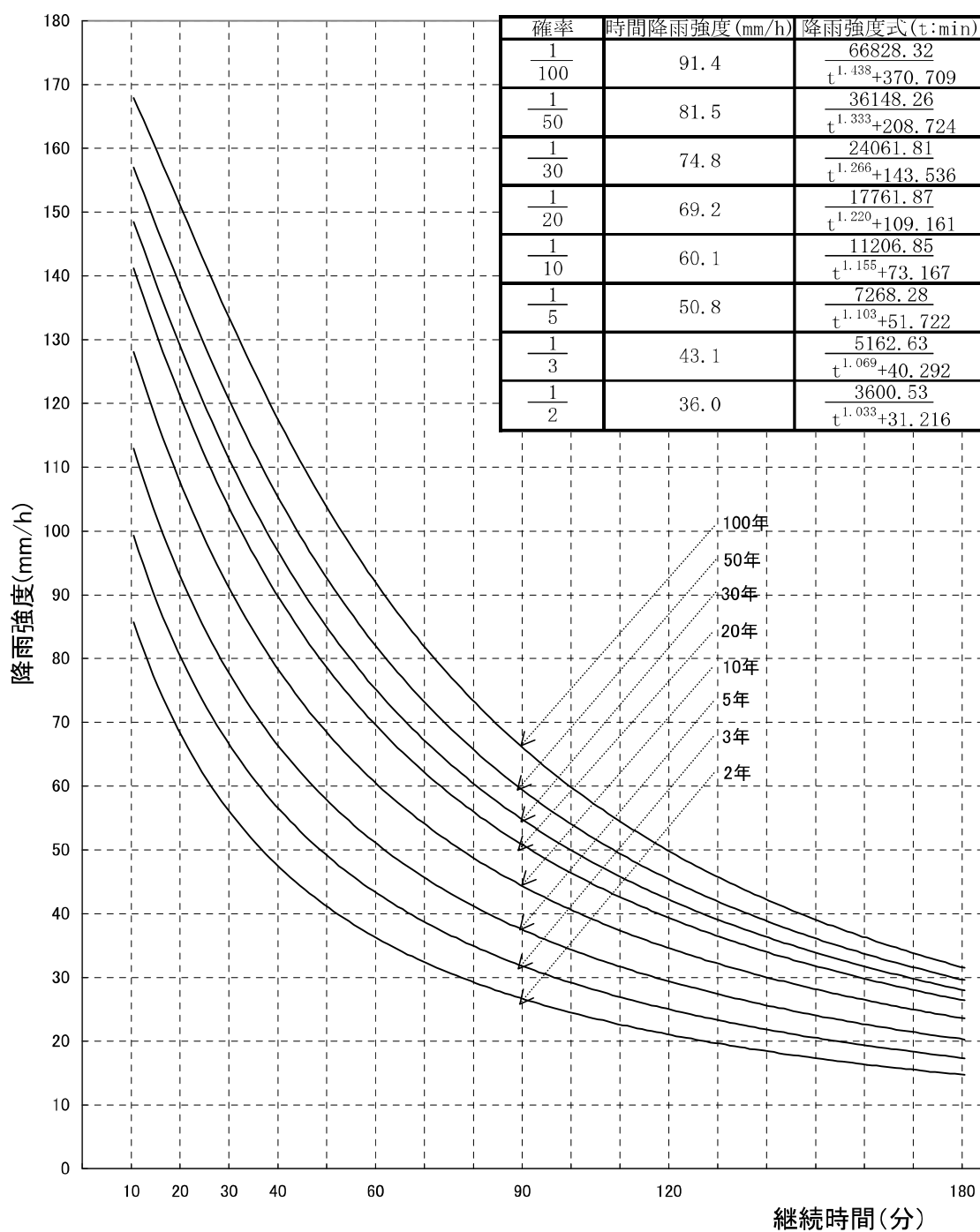
地点：水上



確率年	10分	20分	30分	40分	60分	90分	120分	180分
2年	89.5	69.1	56.7	48.4	37.7	28.6	23.2	17.0
3年	100.7	80.0	66.7	57.3	44.8	33.9	27.4	19.8
5年	112.0	92.0	77.8	67.3	52.9	39.9	31.9	22.7
10年	124.7	106.3	91.7	80.1	63.2	47.2	37.3	25.8
20年	135.7	119.5	105.0	92.6	73.4	54.5	42.4	28.5
30年	141.8	127.1	112.9	100.2	79.8	59.0	45.5	30.0
50年	149.3	136.1	122.4	109.4	87.7	64.4	49.2	31.6
100年	161.5	148.6	134.5	120.9	97.2	71.3	54.1	34.3

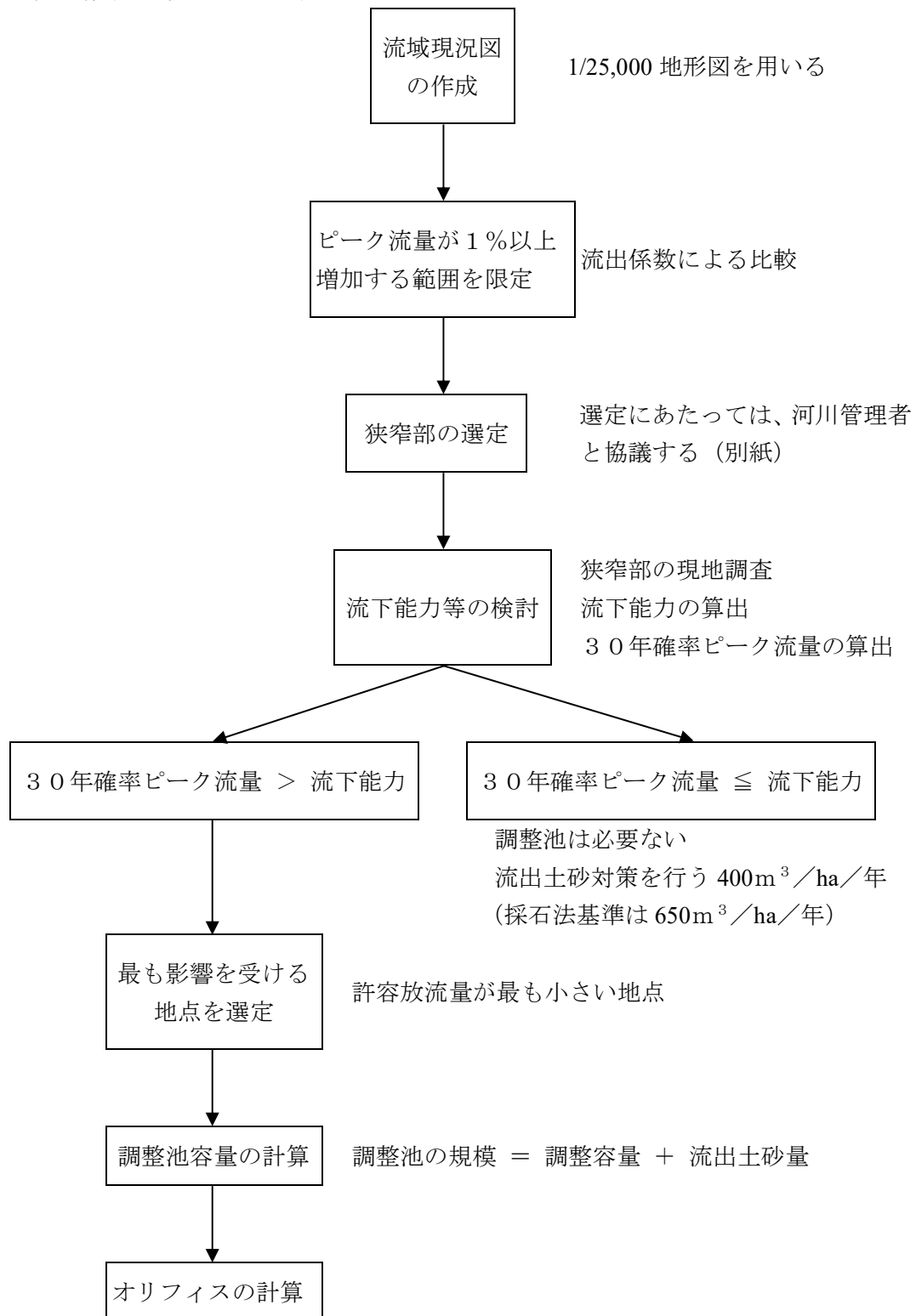
確率別継続時間降雨強度曲線

地点：草津



確率年	10分	20分	30分	40分	60分	90分	120分	180分
2年	85.7	67.6	55.6	47.1	36.0	26.5	21.0	14.7
3年	99.3	79.6	66.0	56.2	43.1	31.7	24.9	17.3
5年	112.9	92.1	77.1	65.9	50.8	37.3	29.3	20.2
10年	128.1	106.7	90.4	77.8	60.1	44.1	34.5	23.6
20年	141.2	120.2	102.9	89.2	69.2	50.6	39.2	26.4
30年	148.5	128.1	110.5	96.2	74.8	54.5	42.0	28.0
50年	157.0	137.5	119.8	104.7	81.5	59.1	45.2	29.6
100年	167.9	150.2	132.7	116.8	91.4	65.7	49.6	31.5

水害の防止機能の考え方フロー図



(別 紙)

年 月 日

(河川管理者) あて

事業者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

林地開発許可申請に係るピーク流量計算地点の同意願いについて

このことについて、森林法の規定に基づくピーク流量計算の位置選定に係る下記事項について同意をお願いします。

記

- 1 開発事業名：土石の採掘事業
- 2 開 発 地：〇〇市〇〇大字〇〇字〇〇1,234-5 外〇筆
- 3 流量算定地点

〇〇川右支□□沢（〇〇堰堤付近）

〇〇市〇〇町大字〇〇地内 地内

1 級河川△△川（◇◇◇橋付近）

〇〇市〇〇町大字〇〇地内

※ 位置図及び流量計算書添付のこと

(〇〇第〇〇〇-〇)
年 月 日

事 業 者 あて

(河川管理者) 印

林地開発許可申請に係るピーク流量計算地点について

このことについて、下記事項に同意します。

記

- 1 開発事業名：土石の採掘事業
- 2 開 発 地：〇〇市〇〇大字〇〇字〇〇1,234-5 外〇筆
- 3 流量算定地点
〇〇川右支□□沢（〇〇堰堤付近）
〇〇市〇〇町大字〇〇地内 地内

1 級河川△△川（◇◇◇橋付近）
〇〇市〇〇町大字〇〇地内

計算例

1. 開発行為の影響範囲の特定

開発前と開発中の流出係数を比較し、ピーク流量の増加率を算定

地点A	(開発前)	(開発中)
森 林	9 0 0 ha	8 9 0 ha
耕 地	1 0 0 ha	1 0 0 ha
裸 地	0 ha	1 0 ha

流出係数

(開発前) $(900 \times 0.6 + 100 \times 0.8) / 1,000 = 0.62$

(開発中) $(890 \times 0.6 + 100 \times 0.8 + 10 \times 1.0) / 1,000 = 0.624$

増加率 $0.624 / 0.62 \times 100 = 100.65$ 0.65%増

地点Aではピーク流量増は1%未満となるので、次に開発予定地から地点Aまでの狭窄部において調査を行い、ピーク流量を流下させることができるか検討する。

2. 下流狭窄部の調査

(1) 流下能力の算定 (地点D)

別紙計算書のとおり

(2) 30年確率降雨によるピーク流量の算定 (地点D) ※全ての地点を計算する。

到達時間 (T)

流入時間 (t1) 沢の上流域の集水面積 (20ha) より10分

流下時間 (t2) ルチハ式により

$L = 1700\text{m}$ 、 $H = 120\text{m}$ から

$$W = 1200 \times (120 / 1700)^{0.6} \\ = 244.58$$

$$t2 = 1700 / 244.58 = 7$$

$$T = 10 + 7 = 17\text{分}$$

30年確率降雨強度 (P.103別紙1 右上表から)

$$r = 7061.83 / (T^{0.934} + 34.171) = \underline{146.3\text{mm/hr}}$$

30年確率ピーク流量 (m^3/sec)

$$\text{(開発前)} \quad Q = 0.618 \times 146.3\text{mm/hr} \times 110\text{ha} / 360 = 27.63\text{mm/sec}$$

$$\text{(開発中)} \quad Q = 0.655 \times 146.3\text{mm/hr} \times 110\text{ha} / 360 = 29.28\text{mm/sec}$$

(3) 地点Dにおいて

現況流下能力 ($18.58\text{m}^3/\text{sec}$) < 30年確率ピーク流量 ($29.28\text{m}^3/\text{sec}$) となり30年確率で想定されるピーク流量を流下させることができない。

地点B、Cについても30年確率ピーク流量を流下させることができない。

3. 開発行為による影響を最も強く受ける地点の選定 (洪水調整池からの許容放流量)

$$D\text{地点} = 18.58\text{m}^3/\text{sec} \times 20\text{ha} \times 0.60 / (110\text{ha} \times 0.618) = 3.28\text{m}^3/\text{sec}$$

$$B\text{地点} = 40.38\text{m}^3/\text{sec} \times 20\text{ha} \times 0.60 / (400\text{ha} \times 0.625) = 1.94\text{m}^3/\text{sec}$$

$$C \text{ 地点} = 34.61 \text{ m}^3/\text{sec} \times 20 \text{ ha} \times 0.60 / (250 \text{ ha} \times 0.624) = 2.66 \text{ m}^3/\text{sec}$$

・ B 地点が最小となるので最も影響を受ける地点であり、洪水調整池の許容放流量は
1.94 m³/sec

4. 調整池容量の計算

①調整容量計算式

$$\text{必要調整容量 (m}^3\text{)} V = (r_i - r_c / 2) \times t \times f \times a \times 60 / 360$$

$$\text{流域面積} \quad a = 20 \text{ ha}$$

$$\text{開発後の流出係数} \quad f = (10 \text{ ha} \times 0.6 + 10 \text{ ha} \times 1.0) / 20 \text{ ha} = 0.8$$

$$\text{許容放流量} \quad q_{pc} = 1.94 \text{ m}^3/\text{sec} \text{ (B 地点)}$$

$$\text{降雨強度式係数} \quad A = 7061.83$$

$$r = \frac{A}{t^n + b} \quad b = 34.171$$

$$n = 0.934$$

②調整池下流の流下能力の値に対する降雨強度

$$r_c = q_{pc} \times 360 / (f \times a)$$

$$r_c = 1.94 \times 360 / (0.8 \times 20) = \underline{43.7 \text{ mm/hr}}$$

③必要調整容量が最大となる降雨継続時間

$$t = \left\{ \frac{A \times (1 - n) - b \times r_c + \sqrt{(1 - n)^2 \times A^2 + 2 \times n \times A \times b \times r_c}}{r_c} \right\}^{1/n}$$

$$t = \left\{ \frac{7061.83 \times (1 - 0.934) - 34.171 \times 43.7 + \sqrt{(1 - 0.934)^2 \times 7061.83^2 + 2 \times 0.934 \times 7061.83 \times 34.171 \times 43.7}}{43.7} \right\}^{1/0.934}$$

$$\underline{t = 107 \text{ min}}$$

④降雨継続時間 (t) に対応する降雨強度

$$r_i = \frac{A}{t^n + b}$$

$$r_i = \frac{7061.83}{107^{0.934} + 34.171} = \underline{62.6 \text{ mm/hr}}$$

⑤必要調整容量

$$V = (r_i - r_c / 2) \times t \times f \times a \times 60 / 360$$

$$V = (62.6 - 43.7 / 2) \times 107 \times 0.8 \times 20 \times 60 / 360 = \underline{11,627 \text{ m}^3}$$

※以上の結果により洪水調節池の容量は、11,627 m³ に流入土砂を考慮して決定する。

5. 放流施設

飲み口（オリフィス）断面積

$$A_o = q_{pc} / (c \sqrt{2 \times g \times H_o})$$

$$q_{pc} = 1.94 \text{ (許容放流量)}$$

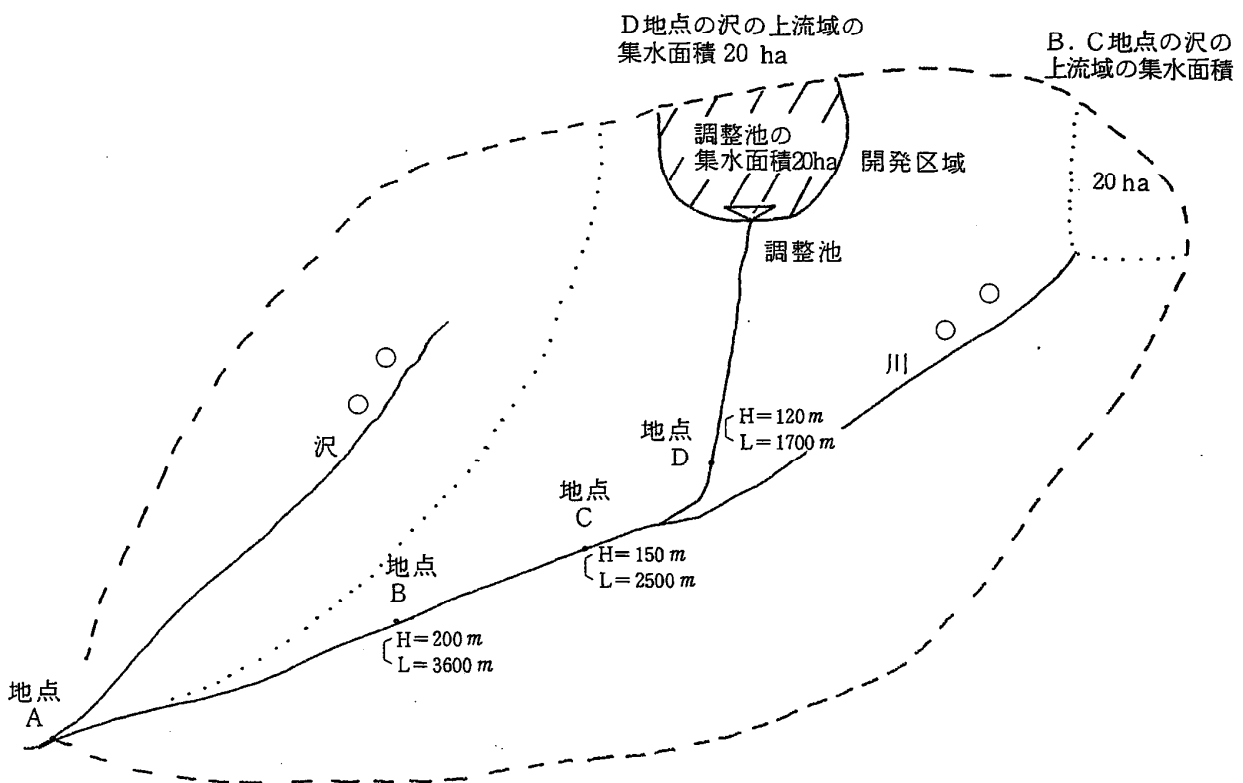
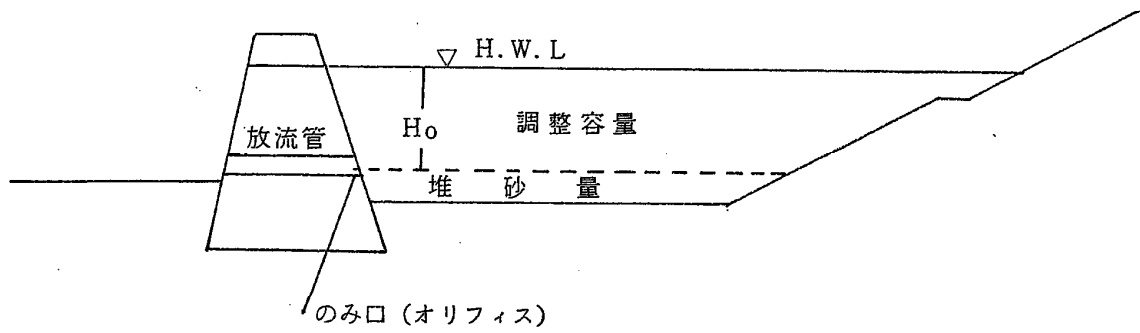
$$g = 9.8$$

$$H_o = 4.0 \text{ (設計水頭)}$$

$$c = 0.6 \text{ (流量係数)}$$

$$\begin{aligned} A_o &= 1.94 / (0.6 \sqrt{2 \times 9.8 \times 4.0}) \\ &= 0.36 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

よって、オリフィスの断面は0.6 m×0.6 mとなる。



河川流下能力計算書

1. 河川名 ○ ○ 川

2. 調査地点 D

3. 流下能力計算

平均流速はマニング式により算出

$$V = 1 / n \times R^{2/3} \times I^{1/2}$$

$$Q = A \times V$$

V : 流速 (m/sec)

n : 粗度係数

R : 径深 (m)

I : 河床勾配

A : 断面積 (m²)

P : 潤辺 (m)

Q : 流下量 (m³/sec)

① 形状及び寸法 次頁

② 断面積

$$A = 3.30 \text{ m}^2$$

③ 潤 辺

$$P = 5.02 \text{ m}$$

④ 径 深

$$R = A / P = 3.30 / 5.02 = 0.657 \text{ m}$$

⑤ 流 速

$$V = 1 / n \times R^{2/3} \times I^{1/2} = 1 / 0.030 \times 0.657^{2/3} \times 0.05^{1/2} = 5.63 \text{ m/sec}$$

⑥ 流 下 量 (流下能力)

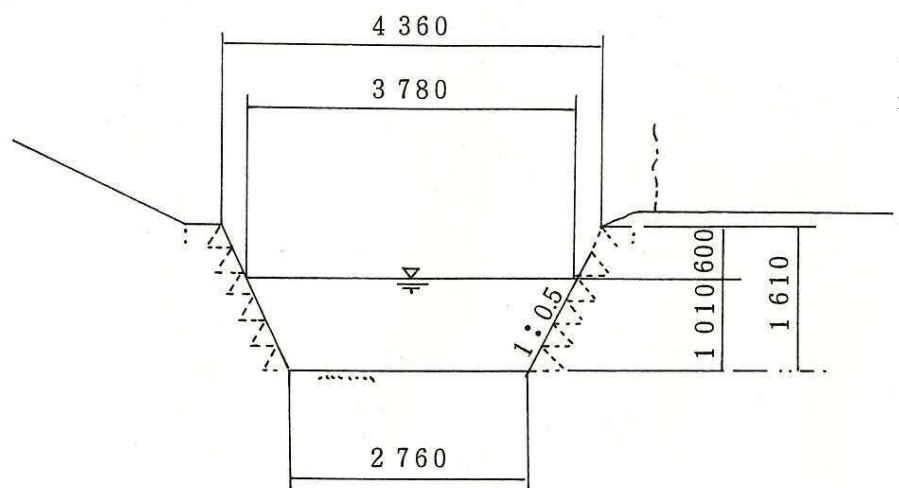
$$Q = A \times V = 3.30 \times 5.63 = 18.58 \text{ m}^3/\text{sec}$$

形状及び寸法

河床勾配

 $I = 5\%$

粗度係数

 $n = 0.030$ 

断面積 $A = (3.78 + 2.76) \div 2 \times 1.01 = 3.30 \text{ m}^2$

潤 辺 $P = 1.118 \times 1.01 \times 2 + 2.76 = 5.02 \text{ m}$

現 況 写 真

写 真

河川・水路等の断面に測定器具（スタッフ等）をあて、水路の高さ・幅が読みとれるように写真を撮影すること。

水害防止機能の検討結果

項目 地点		A		B		C		D	
集水面積 (ha)		開発前	開発中	開発前	開発中	開発前	開発中	開発前	開発中
		1,000	1,000	400	400	250	250	110	110
地 表 状 態	森 林	900	890	350	340	220	210	100	90
	草 地	0	0	0	0	0	0	0	0
	耕 地	100	100	50	50	30	30	10	10
	裸 地	0	10	0	10	0	10	0	10
流出係数(f)		0.620	0.624	0.625	0.635	0.624	0.640	0.618	0.655
増 加 率		0.65 %		1.60 %		2.56 %		5.99 %	
流入時間(t1)				10 分		10 分		10 分	
流 下 時 間	溪 流 長			3,600 m		2,500 m		1,700 m	
	高 低 差			200 m		150 m		120 m	
	時間(t2)			17 分		12 分		7 分	
到達時間(T)				27 分		22 分		17 分	
降雨強度(r)				126.3 mm/h		135.5 mm/h		146.3 mm/h	
ピーク 流量	開発前			87.71 m³/sec		58.72 m³/sec		27.63 m³/sec	
	開発後			89.11 m³/sec		60.22 m³/sec		29.28 m³/sec	
現況流下能力				40.38 m³/sec		34.61 m³/sec		18.58 m³/sec	
調整池の検討				流出量 > 流下能力		流出量 > 流下能力		流出量 > 流下能力	
調 整 池	集水面積			20 ha		20 ha		20 ha	
	流出係数			0.60		0.60		0.60	
許容放流量				1.94 m³/sec		2.66 m³/sec		3.28 m³/sec	

開発事業者から県への林地開発関係書類の提出方法の概略

- 1 提出窓口 開発行為をしようとする森林の区域を管轄する環境森林事務所又は森林事務所
- 2 提出部数 次の表による書類の宛て名が知事のものは2通、環境森林事務所長又は森林事務所長のものは1通（ただし、林地開発（変更）許可申請書については、申請時に2通提出し、その後、県からの指示があった際に追加でもう1通提出が必要となります。）
- 3 施行日 令和6年4月1日
- 4 一覧表

☆ 「法」は「森林法」、規則は「群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則」を、また、「所長」は「環境森林事務所長又は森林事務所長」を指します。

☆ 様式はすべて群馬県知事宛てとなっていますので、環境森林事務所長又は森林事務所長を宛て名とする場合は、〇〇環境森林事務所長又は〇〇森林事務所長と変えて書類作成してください。

群馬県林地開発許可申請要領の規定により許可申請書又は変更届出書に添付する書類も同様です。

根拠	条文	提出する場合	時期	書類名	様式	宛て名
法	第10条の2	開発行為の当初の許可申請をする場合	あらかじめ	林地開発許可申請書	昭和37年7月2日農林省告示第851号	知事
規則	第2条	次の各号のいずれかに該当するとき 1 開発行為に着手し、又は完了したとき。 2 開発行為を廃止したとき。 3 開発行為に関する計画書に記載された工事施工者を変更したとき。	その事実の発生した日から起算して30日以内	開発行為の（着手・完了・廃止・工事施工者の変更）届出書	別記様式第1号	知事
		開発行為を休止し、又は再開するとき	その30日前まで	開発行為の（休止・再開）届出書	別記様式第1号の2	
		開発行為の完了予定日までに完了できないと見込まれる場合	完了予定日の30日前まで	開発行為期間延長届出書	別記様式第2号	

根拠	条文	提出する場合	時期	書類名	様式	宛て名
規則	第4条	下欄以外の場合	翌月5日まで（開発行為の毎月末の施行状況）	開発行為施行状況報告書	別記様式第4号	所長
		休止をしている開発行為又は開発行為の目的が次に掲げるものである場合 1 土石の採掘 2 工場又は事業場のうち廃棄物処理施設	翌月5日まで（3月31日現在及び9月30日現在の施行状況）			
	第6条（法第10条の2）	開発行為に関する計画のうち規則第6条各号に掲げる事項を変更しようとするとき	あらかじめ	林地開発変更許可申請書	別記様式第6号	知事
	第6条	規則第6条各号に掲げる事項以外の軽微な事項の変更をしようとするとき	あらかじめ	林地開発計画変更届出書	別記様式第7号	
	第7条	開発行為に係る土地の所有権その他工事を施行する権限を譲渡したとき	その日から起算して30日以内	地位承継届出書	別記様式第8号	
	第8条	その氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を変更したとき	その日から起算して30日以内	氏名等変更届出書	別記様式第9号	
	第9条	開発行為の施行中に災害が発生した場合	直ちに開発行為を中止し、適切な措置をとるとともに	災害発生届出書	別記様式第10号	所長
	第11条	開発行為の許可の申請をした者が、自己の都合により申請を取り下げるとき	同左	申請書の取下書	別記様式第12号	知事